

**気候変動に関する国の義務**  
**国際司法裁判所・勧告的意見（2025 年 7 月 23 日）**

岩月直樹（立教大学）

**【概 要】**

**I. 意見要請の経緯と質問事項**

- 現在、各国で提起されている気候変動訴訟の流れの中で、国際裁判所へ機構変動に関する国の義務に関する判断が求められるようになってきている。本勧告的意見もその一環として、国連総会により国際司法裁判所へ、「現在および将来の世代のために、人為的な温室効果ガス排出から気候系およびその他の環境を保護するための国際法上の国の義務とは何か」（質問事項 a）、そして「それらの義務の下で、国がその作為または不作為により気候系およびその他の環境に重大な害を与えた場合に生ずる法的結果は何か」（質問事項 b）を明らかにすることが求められたことに対して示されたものである。
- 総会決議は質問事項 b について、「地理的状況および開発水準により、気候変動の悪影響を受け、または特に脆弱である小島嶼開発途上国を含む国」、また「気候変動の悪影響を受ける現在および将来世代の人々および個人」との関係で意見を示すよう求めていたが、国際司法裁判所は、本要請は特定の義務に具体的に違反した場合についての判断を求めるものではなく、あくまで気候変動に直接的に関連する諸国家の義務を一般的な形で示すことが求められているとし、それらに特に焦点をあてた判断は示さなかった。

**II. 本勧告的意見における条約解釈の特徴と妥当性**

- 研究会では、本勧告的意見が気候変動枠組条約、パリ協定、国連海洋法条約等の解釈において「条文を越えて重い義務を上乗せしているのではないか」との懸念が示された。本意見が示す条約解釈は全体として、ウィーン条約法条約第 31 条 1 項に沿うものであり、関連規定を「文脈」として取り込みつつ、条約全体および複数条約からなるレジーム（条約体制）の中で各規定を位置付けて解釈している。解釈手法としてはウィーン条約法に則したものと言え、条文から逸脱して「重い」義務を付加しているとみるのは妥当とは思われない。
- パリ協定における温度目標について、第 2 条における「工業化以前より 1.5 度高い水準」を、締約国が「達成すべき主要な温度目標」としてた点は、締約国会合で採択された決定によって、1.5 度目標に向けて継続的に努めることが締約国に求められており、そうした決定をの「後にされた合意」と捉え、解釈において考慮することは、ウィーン条約法条約第 31 条 3 項 (a) に則したものである。

**III. 気候変動対策措置の WTO 協定適合性判断に対する本勧告的意見の影響**

**1. 本勧告的意見の意義とその射程**

- 本意見は、気候変動諸条約上の緩和義務・適応義務・協力義務、国連海洋法条約上の海洋汚染防止義務（194 条）および協力義務（197 条）、慣習国際法上の越境環境損害防止義務等が行為義務であるとし、その履行において国が「相当の注意」に適合する措置を選択・実施することを繰り返し強調する。もっとも、「相当の注意」の具体的な内容は、国が置かれた具体

的な状況に照らして合理的に期待されるものとして、個別的に評価される。

- 本意見は温室効果ガス排出がもたらし得る害の重大性・不可逆性等に鑑み、求められる相当の注意は「厳格」であるとするが、その厳格性に相応する具体措置が何かは、具体的な状況をふまえて評価される。具体的で特定の事実に焦点を当てず、一般的な形での示されるに留まることから、本意見が示すものは気候変動に関する義務を履行する際に国が参照すべき基本的な規制枠組みとならざるを得ない。

## 2. 気候変動に関する国の義務から見た気候変動対策措置の意義：EU-CBAM の場合

- EU が導入を決定した炭素国境調整措置（CBAM）は、域内外で炭素コストを等価化し、炭素リーケージを防止することを目的とする。緩和義務の実施措置と位置付け得るが、緩和義務の履行における「利用可能な手段」は国際法に照らして適法な措置が想定されていると言え、CBAM が WTO 協定に抵触する限りで、気候変動に関する義務の履行措置として積極的に評価しうるわけではない。また、CBAM は温室効果ガスの排出に関する EU の基準を通商制限によって域外諸国に及ぼす一方的措置としての側面を有する点で、本勧告的意見が環境保護に関する指導原則とする協力義務に抵触するという点でも、やはり問題を認めうる。

## 3. 気候変動対策措置と WTO 協定の関係に対する本勧告的意見の含意

- 研究会では気候変動対策のために執られる措置が WTO 協定の定める最恵国待遇義務また内国民待遇義務に抵触しうるところ、本勧告的意見がそうした判断に影響を及ぼすかが問われた。それらの義務に実際に抵触すると判断されるかは、一報では措置の設計に、他方では「同種性」等に関する WTO 協定の解釈に依存する。この点について、本勧告的意見は EU-CBAM のような気候変動対策措置に積極的な意味を法的に認めるものでも、WTO 協定の解釈に直接的な影響を与えるものとも認められない。
- GATT 第 20 条が定める一般例外該当性（a 号および g 号）、また第 21 条が定める安全保障例外該当性に関する判断についても、本勧告的意見が直接的な影響を与えるものとは認められない。第 20 条 g 号（有限天然資源の保護）については、過去の判断例において「きれいな空気」が有限天然資源に該当し得るとされたことから、本意見にかかわらず、気候系の保護についても同号該当性が認められうる。本意見は気候系の保護に関わる義務を対世的義務であるとしたが、それはその履行措置が当然に同条 a 号（公德の保護）に該当することを意味するわけではない。また、本意見は人為的な温室効果ガスによって気候系等へ重大な害が生じる深刻な危険があり、それを防ぐために求められる注意の程度は厳格であるとするが、こうした指摘は、気候変動対策措置が第 21 条のいう「安全保障」や「国際関係の緊急時」に関わる措置であるとの主張は、第 21 条を極めて拡張的に解釈するもの。そのような解釈が、WTO 紛争処理手続で受け容れられるとは考えにくい。
- 共通だが差異ある責任及び各自の能力の原則については、本意見はそれを国際環境法上の指導原則として位置付けるにとどまる。GATT 第 20 条の柱書のいう「同様の条件」や「正当と認められない差別」の解釈において同原則をふまえるべきことを当然に要請する含意を本勧告的意見に認めることは難しい。

**気候変動に関する国の義務**  
**国際司法裁判所・勧告的意見（2025 年 7 月 23 日）**

岩月直樹（立教大学）

## I. 事案の概要

2000 年以降、気候変動対策における不適切さ、不十分さを理由として企業、さらには政府を相手とする申立てや訴訟（気候変動訴訟；Climate Change Litigation）が米国をはじめとする先進国で提起されている<sup>1</sup>。こうした活動は、とりわけ 2015 年にパリ協定が採択されたことを契機として、増加をみせている。例えば、1986 年から 2024 年にかけて 2,967 件が開発途上国を含む各国において提起され（米国：1,899 件、その他：1,068 件）<sup>2</sup>、2024 年単独でも 226 件が提起されている。このような動きは近年、国際裁判所においても見られるようになっており、気候変動問題に関する勧告的意見を国際裁判所に要請し、気候変動対策における国の義務を明確化することで、政策の変更による改善を促し、環境正義（Environmental Justice）の実現が試みられるようになってきている<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 「気候変動訴訟」に関するデータを収集し、年次報告を作成しているコロンビア大学気候変動法サビンセンターは、Climate Change Litigation を裁判上の訴訟に限らず、「気候変動に関する科学、政策または法に関する実体的問題を対象とする司法機関または準司法機関に提起された事案」と非常に広く定義し、非裁判的な手続に申し立てられたものもその対象に含めている。Joana Setzer and Catherine Higham, *Global Trends in Climate Change Litigation: 2025 Snapshot* (2025), p. 8, available at < <https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2025/06/Global-Trends-in-Climate-Change-Litigation-2025-Snapshot.pdf> >. そのため、日本語ではより正確には「気候変動争訟」というべきであるが、原語の litigation 自体が狭く訴訟手続を指すこと、また「気候変動訴訟」という言葉が定着しているため、本報告では上記の定義で理解されるものとして「気候変動訴訟」の語を用いる。

<sup>2</sup> *Ibid.*, p. 10.

<sup>3</sup> 2022 年にはアンティグア・バーブーダとツバルが「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会」（COSIS）を設立し、国際海洋法裁判所に①気候変動による海洋環境に対する汚染の防止、軽減、規制、及び②気候変動の影響（海洋温暖化と海面上昇、及び海洋酸性化を含む）に関する海洋環境の保護と保全に関する国連海洋法条約上の義務について勧告的意見を要請した。国際海洋法裁判所は 2024 年に勧告的意見を付与し、意見要請に対する管轄権を認めただうえで、「人為的な温室効果ガスの大気中への放出」が国連海洋法条約第 1 条 1 項 4 号にいう「海洋環境の汚染」に該当することを認定した。その上で、当該汚染からの海洋環境の保護と保全に関する UNCLOS 第 192 条に基づく義務、また当該汚染の防止・軽減・規制に関する UNCLOS 第 194 条に基づく義務を基本に、UNCLOS 上の関連規定に基づく当事国の義務を検討し、国連気候変動枠組み条約とパリ協定をはじめとする関連する国際法を UNCLOS の解釈適用においても参照しつつ、「人為的な温室効果ガスの大気中への放出」による海洋環境の汚染への対処として UNCLOS 当事国が義務として行うべき行動に関する指針を提示した。Request for an Advisory Opinion submitted by the Commission of Small Island States on Climate Change and International Law, ITLOS, Case No. 31, available at < [https://www.itlos.org/fileadmin/itlos/documents/cases/31/Advisory\\_Opinion/C31\\_Adv\\_Op\\_21.05.2024\\_corr.pdf](https://www.itlos.org/fileadmin/itlos/documents/cases/31/Advisory_Opinion/C31_Adv_Op_21.05.2024_corr.pdf) >. 参照、西本健太郎「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会による勧告的意見の要請（勧告的意見・2024 年 5 月 21 日）」国際法外交雑誌第 124 巻 2 号（2025 年）118–131 頁。

2023 年 1 月 9 日にはチリとコロンビアが米州人権裁判所へ「気候上の緊急性と人権」についての勧告的意見を要請した。See < [https://www.corteidh.or.cr/docs/opiniones/soc\\_1\\_2023\\_en.pdf](https://www.corteidh.or.cr/docs/opiniones/soc_1_2023_en.pdf) >. 本要請に対し米州人権裁判所は 2025 年 5 月 29 日に、「気候緊急事態と人権」に関する勧告的意見 32 号を付与し、国は気候リスクの予防・軽減と制度整備を行う義務、私人による侵害を防止する義務を負い、そうした義務の履行については予防原則が適用されることを確認した。そして「強化されたデュー・ディリジェンス」の概念をふまえ、国はリスク評価・予防措置・透明性・企業規制・国家協力を含む包括的対策を講じる義務を負うことなどを明確にした。参照、根岸陽太「気候緊急事態に関する米州人権裁判所の勧告的手続——公衆参加を通じた人権法と気候法の融合」有斐閣 Online ロージャーナル（2025 年）YOLJ-L2501016、同「気候緊急事態に関する米州人権裁判所の勧告的意見——生きられた経験に根ざした米州公序の規範的指針」有斐閣 Online ロージャーナル（2025 年）YOLJ-L2510006。

さらに、2025 年 5 月 2 日に、汎アフリカ法律家連合がアフリカ人権裁判所（人及び人民の権利に関するアフリ

本件勧告的意見は、こうした流れの中で要請されたものである。バヌアツをはじめとする小島嶼国が国連において気候変動に関して国が負う国際法上の義務を国際司法裁判所の勧告的意見によって明確化することを求めたのを契機とし、最終的には 150 ヶ国以上の支持を得た決議案が 2023 年 3 月 1 日に国連総会に提出された。国連総会は同 29 日にコンセンサスによって決議を採択し、以下の事項についての勧告的意見を国際司法裁判所に要請した。

- (a) 現在および将来の世代のために、人為的な温室効果ガス排出から気候系およびその他の環境を保護するための国際法上の国の義務とは何か。
- (b) これらの義務の下で、国がその作為または不作為により気候系およびその他の環境に、次のものについて、重大な害を与えた場合に生ずる法的結果は何か：
  - (i) 地理的状況および開発水準により、気候変動の悪影響を受け、または特に脆弱である小島嶼開発途上国を含む国；
  - (ii) 気候変動の悪影響を受ける現在および将来世代の人々および個人。

これに対し国際司法裁判所は 2025 年 7 月 23 日に勧告的意見を下し、本要請が国連憲章第 96 条 1 項および国際司法裁判所規程第 65 条にいう「法的問題」であること、および本要請への回答を控えるべき決定的理由が認められないことを確認した上で、上記 2 つの諮問事項についての結論として、次のように回答した<sup>4</sup>。

(3) 国連総会による質問 (a) について：

A. 全会一致で、

気候変動に関する諸条約は締約国に対し、人為的な温室効果ガスの排出から気候系および環境の他の部分を保護することについて法的拘束力のある義務を定めている。これらの義務には、以下のものが含まれる：

- (a) 気候変動枠組条約の当事国は、温室効果ガス排出の緩和と気候変動への適応に貢献するための措置を執る義務を負う；
- (b) 気候変動枠組条約附属書 I 国はさらに、温室効果ガスの排出を制限し、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を強化することにより、気候変動対策を主導する義務を負う；
- (c) 気候変動枠組条約の当事国は、同条約の基本的な目的を達成するために相互に協力する義務を負う；
- (d) 京都議定書の当事国は、適用のある同議定書の規定を遵守しなければならない；
- (e) パリ協定の当事国は、共通だが差異ある責任及び各国の能力に従い、同協定が示す温度目標を達成するのに適切に貢献しうる措置を採りつつ、相当の注意をもって行動する義務を負う；
- (f) パリ協定の締約国は、国が決定する貢献を累次的にかつ段階的に、作成し、通報し、

カ裁判所) へ「気候変動危機に関する国の義務」について勧告的意見を要請している。See < <https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/187/187-20230412-app-01-00-en.pdf> >.

<sup>4</sup> *Obligations of States in Respect of Climate Change, Advisory Opinion of 23 July 2025, I.C.J. Reports 2025, available at < <https://www.icj-cij.org/case/187/advisory-opinions> > (hereinafter, ICJ Climate Change AO).*

本勧告的意見の正文はフランス語であり、国際司法裁判所による英語公式訳はフランス語正文に必ずしも即した表現となっていない点が散見される。そのため本報告書では、できる限り英仏両語版をともに踏まえつつ、基本的にはフランス語正文に則した記述としている。

および維持する義務を負い、それらはとりわけ総体として地球の温暖化を工業化以前よりも摂氏 1.5 度までに制限するという温度目標を達成し得るものでなければならない；

(g) パリ協定の締約国は、国が決定する貢献に掲げた目標を達成し得る措置を執る義務を負う；

(h) パリ協定の締約国は適応義務及び協力義務を負い、それを技術の移転および資金の提供などを含む手段によりつつ、誠実に履行しなければならない；

B. 全会一致で、

慣習国際法に基づき、人為的な温室効果ガスの排出から気候系及び環境の他の部分を保護することについて国は義務を負う。これらの義務には、以下が含まれる：

(a) 国は、相当の注意を払って行動することで環境に対する重大な害を防止し、自らの管轄の範囲内又はその管理の下で行われる活動が気候系及び環境の他の部分に重大な害を生じさせることがないように、共通だが差異ある責任及び各国の能力に従い、利用可能なあらゆる手段を実施する義務を負う；

(b) 国は、気候系及び環境の他の部分に対する重大な害を防止するため、互いに誠実に協力する義務を負い、そのためにそのような害を防止する措置をとるに際しては持続的かつ継続的に協力することが求められる；

C. 全会一致で、

オゾン層保護のためのウィーン条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書および同議定書キガリ改正、生物多様性条約、並びに深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国連条約の当事国は、それらの条約に基づき、人為的な温室効果ガスの排出から気候系及び環境の他の部分を保護する義務を負う；

D. 全会一致で、

国連海洋法条約の当事国は、気候変動の悪影響を含め、海洋環境を保護し保全するための措置を採用し、誠実に協力する義務を負う；

E. 全会一致で、

国は、国際人権法に基づき、気候系及び環境の他の部分を保護するために必要な措置をとることで、人権の実効的な享有を尊重し確保する義務を負う；

(4) 国連総会が付託した質問 (b) に関して：

全会一致で、

質問 (a) への回答で特定したいずれの義務に対する国による違反も、当該国の責任を生じる国際違法行為を構成する。責任を負う国は、違反した義務を履行する義務を引きつづき負う。国際違法行為を犯したことから生じる法的結果には、以下の義務が含まれ得る：

(a) 違法な作為又は不作為が継続している場合、それらを中止すること；

(b) 事情が必要とする場合には、違法な作為又は不作為の再発防止の保証を与えること；

(c) 国家責任法が予定する一般的な要件が満たされること、とりわけ違法行為とそれに

よる侵害結果との間に十分に直接かつ確実な因果関係が確認されることを条件として、原状回復、金銭賠償及び精神的満足的方式で、十分な回復を被害国に与えること。

国際裁判所による勧告的意見は、特定の紛争に関わる法的問題を解決するために訴訟手続において下される決定（判決、命令）とは異なり拘束力を有しない。しかし実際には、意見を下した裁判所自身によって、また別の国際裁判所によっても、訴訟事件における決定や別の勧告的意見において先例として踏襲、参照されるなど、対象となる法的問題についての権威的な判断として扱われる。そのため、国際裁判所の勧告的意見は非常に重要な影響力を有する。現に、国際海洋法裁判所による気候変動に関する勧告的意見もすでに、他の気候変動訴訟の当事者により援用され<sup>5</sup>、また国際司法裁判所も本勧告的意見において、その判断の妥当性を示す根拠として国際海洋法裁判所の勧告的意見を参照している<sup>6</sup>。

本勧告的意見も、今後、他の国際裁判所、国際仲裁、また各国の国内裁判所において参照され、それらの判断に影響を及ぼすものと考えられる。そうした影響は、気候変動を直接の対象とする紛争の処理に留まらず、気候変動への対策に関連した主張あるいは抗弁が提起される様々な紛争処理手続にも及びうる。本研究会が対象とする通商関連の紛争処理との関係では、いわゆる、炭素国境調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism; CBAM）のような気候変動対策として実施される措置が WTO 協定などの通商協定に照らして許容されるものであるか、また気候変動対策としての適当性などをめぐり、様々に論じられるようになっていく<sup>7</sup>。そうした検討を行う上では、気候変動対策として執られる措置が国際法上どのような意味を持つものであるのかについて適切に評価することが不可欠となる。本勧告的意見はまさにその点に関する判断を示すものとして、WTO 協定を始めとする通商・経済協定と気候変動対策措置との関係を考える上で、重要な意味を持ちうる。

## II. 勧告的意見の内容

本勧告的意見は、気候変動に関する国の義務という概括的な問題について関連する条約および慣習国際法を広く取り上げ、それらの義務の内容や義務相互の関係などについて詳細に検討している。なかでも、質問事項（a）に関する判断は、国の負う気候変動に関する義務の履行措置として CBAM を初めとする気候変動対策として執られる措置を評価しうるか、それが WTO 協定等の経済関係条約の解釈適用においてどのようなものとして考慮されるべきであるかに関わりうるものとして、本研究会の観点からも注目される。

<sup>5</sup> United Nations Environment Programme (UNEP), *Climate Change in the Courtroom: Trends, Impacts and Emerging Lessons—Climate Litigation Reports 2025* (2025), pp. 15–21, available at <<https://wedocs.unep.org/rest/api/core/bitstreams/ae56f4d1-de87-4500-8da1-50362bd97ccc/content>>, p. 15.

<sup>6</sup> ICJ *Climate Change AO*, *supra* note 4, paras. 138–140, 246, 251–252, 275–276, 281, 287, 291, 302–304, 313–314, 339–354.

<sup>7</sup> 参照、「貿易と環境：炭素国境調整措置の概要と WTO ルール整合性」経済産業省通商政策局（編）『2021 年度版不公正貿易白書：WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』（2021 年）167–179 頁；小池拓自「EU 炭素国境調整措置構想の概要と課題——WTO 協定との整合性及びパリ協定との調和」『レファレンス』第 852 号（2021 年）85–107 頁；関根豪政「WTO／貿易協定における気候変動訴訟の現在地と未来」有斐閣 Online ロージャーナル（2025 年）YOLJ-L2501012、¶¶004-018。See also Sakuya (Yoshida) Sato, “EU’s Carbon Border Adjustment Mechanism: Will It Achieve Its Objective(s)?,” *Journal of World Trade*, Vol. 56, Issue 3 (2022), pp. 383–404; F. Bachmann and F. Nallen, “A Critical Analysis of the Carbon Border Adjustment Mechanism,” *Global Trade and Customs Journal*, Vol. 20 (2025), pp. 519–530.

質問事項 (b) に関する判断もそのような意義を有する可能性は否定できないものの、もっぱら質問事項 (a) への回答として示された義務を国が履行しなかった場合に生じる国際法上の違法行為責任を規律する一般的な規則を確認するに留まるものとなっている<sup>8</sup>。そのため、以下では主に質問事項 (a) に関する判断で本研究会の観点からも注目すべきと考えられるものを取り上げ、その概要を示すこととする。質問事項 (b) については、質問事項 (a) で示された義務の法的性質についての指摘のみを取り上げるに留める。

## A. 適用法の特定

- ・ 総会決議では「特に留意すべき」条約や原則を挙げるが、本件質問 (a) に「最も直接的に関連する適用法」について判断することで十分である。(114 項)
- ・ 条約としては、国連憲章、気候変動関連条約（気候変動枠組み条約、京都議定書、パリ協定）、国連海洋法条約、オゾン層の保護のためのウィーン条約およびモントリオール議定書、生物多様性条約、砂漠化対処条約が、本件質問 (a) に「最も直接的に関連する適用法」に当たる。  
(115–130 項)
- ・ 慣習国際法としては、次に挙げるものが本件諮問事項 (a) に「最も直接的に関連する適用法」に当たる。(131–142 項)

### — 環境に重大な害を及ぼすことを防止する義務

国がその管轄及び支配の下にある活動が他国の環境又は国家管轄外地域の環境を尊重することを確保する一般的義務の存在は、環境に関する国際法体系の一部を構成する。環境に対する重大な害を防止するために、国は科学的・技術的情報、関連規則および国際基準を考慮し、かつその能力に応じて変動する、適切で必要に応じて予防的な措置を、その最大限の能力で講ずることにより、相当の注意を払うことが求められる。気候系に対する重大な害を防止するための相当の注意の基準は厳格であり、国は「適切な規則および措置の採用のみならず、それらの執行における一定水準の監視および行政的統制を行うこと」が求められる。(132–139 項)

### — 環境保護のために協力する義務

協力義務は国連憲章における中核的なものであり、気候変動諸条約、その他の環境条約における中心的義務でもある。環境保護のための協力義務は現在、慣習国際法として確立している。環境に対する重大な害を防止するためには国際協力が必要であり、その点で環境に重大な害を及ぼすことを防止する義務と本質的に結びついている。(140–142 項)

- ・ 環境保護と人権保護が相互依存的事実であることは、少なくとも 1972 年のストックホルム宣言以来、一般に認められてきている。パリ協定は「気候変動に対処する行動をとる際には、[...] 自国

<sup>8</sup> 国際司法裁判所は、気候変動という事象の特性のために、国家責任を認定するための条件となる行為の帰属および義務違反と環境に対する害との間の因果関係の認定に困難が生じることを認めながらも、それは具体的な事案への規則の適用に関わる問題であり、気候変動に関連する義務の違反に対する一般国際法上の国家責任法の適用を排除したり、その修正を求めるものではないとした。Ibid., paras. 421–438. 多数意見のこうした抑制的な態度に対して Yusuf 判事は、小島諸国や低開発国など気候変動による影響にもっとも脆弱な国々が直面する現実を無視するものとして批判する。Separate Opinion of Judge Yusuf, *supra* note 4, paras. 3–11, 30–36.

の人権に関する義務を考慮する」ことを要請している。これらをふまえれば、2つの国際人権規約を始めとする中核的な人権条約並びに慣習国際法において認められた人権も、本件質問（a）に「もっとも直接的に関連する適用法」の一部である。（143-145 項）

- ・ 以上に加え、国際環境保護における一般原則とされる次の諸原則も、本件質問（a）に「もっとも直接的に関連する法規則の解釈と適用における指導原則」として適用がある。（160 項）

— 持続可能な開発

気候変動に関する諸条約は、「経済発展と環境保護を調和させる必要性」に関わる持続可能な開発の原則を、条約の目的を達成し、またその規定を実施するために執るべき措置について「締約国が指針とする」「原則」としている。本原則は、条約の解釈および慣習国際法規則の認定、とりわけ環境に対する重大な害を防止する義務や環境保護のために協力する義務を含む規則の認定における指針となる。（147 項）

— 共通だが差異のある責任及び各自の能力の原則

本原則は衡平の原則の具体的な表れであり、各種条約における規定ぶりにかかわらず、国際環境法上の義務の解釈を導くもの。ただし、新たな義務を設定するものではない。

（151 項）

— 衡平

法原則としての衡平は、適用法規から衡平な解決を導き出すものであり、法の下にある衡平（*equity infra legem*）を意味する。気候変動に関する義務、とりわけ気候変動枠組条約とパリ協定に基づく義務との関係でも、衡平はそのような役割を果たす。（153-154 項）

— 世代間衡平

世代間衡平は、現世代が人類の受託者として品位ある生活条件を将来世代へ伝えるために維持する責務を負うという理念の表現である。それはまた、広い意味での衡平の現れとして、適用法規の解釈の指針となる。関連する条約および慣習国際法に基づく義務を履行するために各国がその政策と措置を検討し、決定し、実施する際には、将来世代の利益および国が執る行為がもたらす長期的な結果を考慮することが、衡平として求められる。（156-157 項）

— 予防的アプローチまたは予防原則

気候変動枠組条約第 2 条及び第 3 条 3 項は、リオ宣言の第 15 原則に示される予防原則に基づいて求められる措置を、条約上の義務として執ることを求めている。（158 項）

- ・ 「汚染者負担」原則は、リオ宣言第 16 原則として示されているが、気候変動諸条約には定められていない。また同原則は、条約によって定められていない場合にも国家間関係に直接に適用可能なものとは認められていない。本意見要請における質問事項を検討する上での適用法とは認められない。（160 項）

## B. 気候変動に関する条約が定める枠組みに基づく国の義務

### 1. 気候変動に関連する諸条約に関する一般的事項

- ・ 気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定に基づく義務の解釈に際しても、ウィーン条約法条

約第 31 条から第 33 条に定められる条約解釈規則が適用される。(176-177 項)

- ・ 同時に、それらの条約に基づく義務を特定する上では、共通だが差異ある責任および各自の能力、予防的アプローチ又は予防原則、持続可能な開発、衡平および世代間衡平を指導原則として考慮しなければならない。それらの指導原則はそれら自体として直接に独立した義務を生じるものではないが、条約上の義務の内容を明らかにする役割を果たす。協力義務も同様である。(178 項)
- ・ 国は、気候変動諸条約に基づく義務を解釈するにあたり、これらの条約の運営機関である締約国会議（気候変動枠組条約）および締約国会合（京都議定書とパリ協定）の決定にも基づかなければならない。次の場合には、これら機関の決定は法的効果を有することに留意する。第一に、条約にその旨の規定がある場合には、それらで採択された決定は当事国に対して法的拘束力のある義務を創設し得る（例、パリ協定第 4 条第 8 項）。第二に、これら機関の決定は、条約法に関するウィーン条約第 31 条第 3 項(a)にいう条約解釈に関する後の合意を構成することがあり、それゆえに気候変動に関する諸条約を解釈する際に考慮されなければならない。(184 項)

## 2. 気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定の関係

- ・ 3つの気候変動諸条約は相互補完的であり、京都議定書とパリ協定は、気候変動枠組条約に含まれる一般的義務により具体的な内容を付与するものである。気候変動枠組条約が「枠組条約」として一般的性格の義務を定めていることに鑑みれば、気候変動枠組条約の下で議定書や協定を採択する決定を含む締約国による後の決定は、気候変動枠組条約の義務を解釈し、または実質を与えることを意図するものであって、これを廃棄または修正することを意図するものとは認められない。もっとも、これらの指摘にもかかわらず、条約間に抵触があるように見える場合には、条約解釈の規則を適用することによって解決しなければならない。(195 項)

## 3. 気候変動枠組条約に基づく義務

- ・ 気候変動枠組条約は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」ことを、その「究極的な目的」とし、「そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食料の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである」とする（第 2 条）。他の条約規定は、この目的に照らして解釈・適用されなければならない。(197 項)
- ・ 気候変動枠組条約は、「先進締約国（developed country Parties）」と「開発途上締約国（developing country Parties）」の区別を基本として、先進締約国、附属書 I 締約国、附属書 II 締約国、開発途上国を区別している。第 4 条 1 項はこれらの国のいずれの国もが引き受ける約束を定めるが、同条 2 項が附属書 I 締約国は気候変動への対応を牽引するとしている。このように、本条約の当事国は共通だが差異のある責任と各自の能力の原則に基づき、それぞれについて異なる義務を負う。(199 項)

### a) 緩和義務

- ・ 緩和義務（人為的な温室効果ガスの発生源からの排出を制限し、温室効果ガスの吸収源および貯蔵庫を維持・強化する義務）について、気候変動枠組条約は第 4 条 1 項および 2 項で定めている。これら規定の文言（命令的な意味での現在形の使用（フランス語正文）；「shall」の使用（英

文))と文脈に鑑みれば、それらが法的拘束力を有する。これらの条項は先進締約国と附属書I締約国に相互に関連する行為義務と結果義務を定めている。ここでいう発生源とは、温室効果ガス、エアロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中に放出するいかなる過程又は活動をも指し、また吸収源とは大気中から温室効果ガスを除去する過程、活動又はメカニズム、貯蔵庫とは温室効果ガスの貯留を可能にする気候系の一部を意味する。(200-207 項)

- これらの義務に違反する場合、国家責任が生じうる。行為義務については、たとえ最終的に義務の予定する目的が達成されなかったとしても、当該義務の履行を目指して利用可能なすべての措置を国が講じた場合には、義務違反は認められない。他方で、結果の義務、例えば「気候変動の緩和に関する国家政策を採用し、これに対応する措置をとること」という義務の場合、採用された政策及び講じられた措置が要求される目標を達成し得る性質のものでなければならない。つまり、単なる形式として政策を採用し、関連措置をとることは、結果義務の履行として十分なものとは認められない。(208 項)

#### b) 適応義務

- 適応義務（実際の又は予測される気候及びその影響に対して、害を緩和し又は有益な機会を活用するための調整をはかる義務）について、気候変動枠組条約はその第 4 条 1 項、4 項、8 項および 9 項で定めている。これらはその文言から見て、明確に法的拘束力を有する義務を定めている。第 8 項及び第 9 項における「十分な考慮を払う」という文言は国に一定の裁量を認めるものであるが、同時に国は締約国会議及び遵守のための補助機関等からなる制度的枠組みを通じた具体化を踏まえてその義務を実施することが求められる。(209-213 項)

#### c) 協力義務

- 協力義務（温室効果ガスの排出削減、吸収源の予備貯蔵庫の保全と強化、気候変動の影響への適応などにおいて当事国間で協力する義務）について、気候変動枠組条約はその第 4 条 1 項で定めるが、これは慣習国際法上の義務を反映している。同条約第 4 条 1 項(c)、(d)、(e)、(g)、(h)及び 3 項から 5 項は具体的な協力義務を定めており、先進締約国および附属書 II 締約国は開発途上国への資金供与・技術移転及びその他の形態での支援の提供を含め、誠実に協力しなければならない。これは行為義務であり、その履行の程度は相当の注意の程度に照らして評価される。資金供与及び技術移転が約束の履行として十分であるかは、関連する締約国会議の決定が提供する指針を考慮しているかも含め、事案毎に判断される。(214-218 項)

### 4. 京都議定書に基づく義務

- 京都議定書は、気候変動枠組条約の附属書 I 締約国で、京都議定書の附属書 B に掲げられた当事国に対し、数量化された排出削減の約束を課すことにより、気候変動枠組条約における緩和義務を具体化、特定化、強化するものである。拘束力のある排出削減目標を設定し、所定の約束期間における削減を義務づけ、その進捗は条約により設けられた監視の対象となる。(219-220 項)
- 2010 年以降は新たな約束期間が設定されていないものの、それは京都議定書が法的拘束力を有しないことを意味しない。同議定書は、(i) 気候変動枠組条約の下での義務を特定するための解釈上の補助手段として法的効果を持つと共に、それ自体としても (ii) 附属書 B 締約国に適用さ

れる排出削減義務の不履行による国際違法行為を認定する実体規定としての意味を持つ。(221 項)

## 5. パリ協定に基づく義務

### a) 概観

- ・ パリ協定は緩和、適応、融資、技術の開発および移転、行動および支援の透明性、ならびに能力構築に関する義務を定めている。その目標は、工業化（産業革命）前の水準に比して世界の平均気温上昇を摂氏 2 度をはるかに下回る水準に抑えることであり、より野心的なものとして摂氏 1.5 度までに制限することを目的として定めている。この 2 つのうち、摂氏 1.5 度目標が当事国が達成することに合意した主要な目標と解され、そのことは締約国会議で採択された決定によっても確認できる。それらの決定は、条約法条約第 31 条 3 項 a のいう「事後の合意」にあたる。

(223–224 項)

- ・ 気候変動枠組条約の全体目的はパリ協定の目的及び趣旨を構成し、温度目標はこの目的及び趣旨を達成するための手段を提供するものである。共通だが差異ある責任と各自の能力の原則は協定が定める規定の解釈において重要な役割を果たす。同原則に言及する規定の 1 つであるパリ協定第 2 条には、「各国の異なる国内事情に照らし」という、気候変動枠組条約と京都議定書にはない文言が見られる。しかしこれは、同原則の中心的部分を修正するものではなく、先進国又は開発途上国であるという地位は固定的でなく、それぞれの国の具体的な状況に依存することを認め、同原則にニュアンスを与えるものである。このように理解された同原則に基づき、パリ協定は各国の異なる国内事情に照らして、当事国の共通だが差異ある責任及び各自の能力を反映する方法で実施されることが期待されている。(225–226 項)

### b) 緩和義務

- ・ パリ協定は第 2 条に掲げられた温度目標の達成、ならびに可能な限り速やかに世界全体の温室効果ガスの排出量がピークに達するという目標をすべての当事国が負う義務として定めている。これは、第 4 条が定める義務を解釈する上での「文脈」を構成する。(231 項)
- ・ 協定第 4 条 2 項が定める累次の国別貢献の作成、通知、維持に関する義務は、その文言に鑑みて、法的に拘束的な義務を定めている。それは手続に関わる結果の義務であるが、単に累次の国別貢献を作成し、通知し、維持すれば果たされるというものではない。国別貢献の内容も、義務の履行を評価する上で関連性を有する。(230–236 項)
- ・ 国別貢献は各当事国が自身の判断で定めることが予定されているが、それは無制限の裁量を国が有することを意味しない。当事国は、その国別貢献を時間の経過とともにより高い要求水準のものとしていかなければならない。このことは、環境に対する重大な害の防止という慣習国際法上の義務によっても裏付けられる。また、同義務に照らせば、国別貢献の内容は、パリ協定に基づく温度目標の達成に十分な貢献をなし得るものでなければならない。第 3 条を文脈として考慮しても、そのように解するのが適当である。他にも、第 14 条 9 項にいう「[同条に] 言及される世界全体の実施状況の評価」、第 4 条 8 項および 13 項が定める「明確性、透明性及び理解のための必要な情報の提供」、国別貢献の算定における「環境の保全、透明性、正確性、完全性、比較可能性および整合性」の促進、並びに「二重計上の回避」も、国別貢献の設定に関する当事国の裁量を考える上で文脈として考慮されなければならない。これらをふまえれば、当事国は、そ

の裁量を行使するに当たって相当の注意を尽くし、自国の国別貢献がパリ協定の下での自国の義務を充足し、ひいては全体として、産業革命前の水準に比して地球温暖化を 1.5°C に抑えるという温度目標、および「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」という全体目的の達成が可能となるようにしなければならない。(237-245 項)

- ・ 相当の注意の水準は種々の要素に応じて変動する。気候変動をもたらす脅威の深刻さをふまえれば、国別貢献の設定に対して適用される相当の注意の水準は厳格である。各当事国が、協定の目的を実現するため、自国が提出する国別貢献が自国の可能なかぎり最高の野心を示すものとするよう最善を尽くさなければならない。ただし、この注意の程度は、共通だが差異ある責任と各自の能力の原則と整合的に理解されなければならない。異なる当事国の国別貢献を評価する際に適用される基準は、累積的な温室効果ガスの排出への歴史的寄与、当該当事国の開発水準および国内事情などに応じて変動する。(246-247 項)
- ・ 第 4 条 2 項第二文は国内緩和措置について、法的拘束力のあるものとして、各国に個別の行為義務を課している。それゆえ、当事国は、自国の継続的な国別貢献に掲げられた目標を達成するために必要な措置を講ずるに当たり、民間主体によって実施される活動に関するものも含めて、国内の緩和措置として執る適切な手段を、相当の注意をもって講じることが求められる。第 4 条 2 項の下で当事国に求められるのは、通報した国別貢献が必ず達成されることの保証ではなく、そのような結果を得るための最善の努力を尽くすことである。そうした措置には、立法、行政手続及び執行措置を含む国内制度を整備し、かかる制度が効果的に機能するよう十分な監視を行うことが含まれる。(250-253 項)
- ・ 国内緩和措置の実施において求められる相当の注意の基準は、問題となる義務、科学的知見の水準、害のリスク及び緊急性を含めて特定される。本件質問事項 (a) について、利用可能な最良の科学が「気候変動によるリスク及び予測される有害な影響並びに関連する損失及び損害は、地球温暖化が進むたびに増大する（確信度：極めて高い）」と示していることから、国内の緩和措置を追求する義務に付随する相当の注意の基準は厳格である。(254 項)

### c) 適応義務

- ・ パリ協定は第 2 条 1 項 (b) で気候変動への適応を同協定の目的として示し、第 7 条 9 項で具体的な義務を定めている。同条 2 項、4 項、5 項、6 項は、それ自体としては法的拘束力のある義務を設定するものではなく、当事国の共通了解を示すものに過ぎないが、義務を含む他の規定を解釈する際の文脈としての意味を持つ。(255 項)
- ・ 第 7 条 9 項は法的拘束力のある義務を定めており、それに従って当事国は適応に関する計画の策定に着手しなければならない。同項はまた、その義務を履行するために採りうる措置および過程を類型化して示している。当事国はこれらをふまえつつ、「気候変動への適応に関する能力の向上、強靱性の強化及び脆弱性の減少」(第 7 条 1 項) を達成しうるように、相当の注意として、最良の利用可能な科学に整合する形で、最善の努力を払わなければならない。気候変動に関する政府間パネルが 2023 年に示した生態系の回復、早期警戒システムの構築、強靱性を高めるインフラ等の整備、再生型農業、作物の多様化、建物の耐候化、野火リスク低減のための土地管理な

ど、当事国が適切な措置の展開及び可能な限りの最善の努力を通じて実施する他の選択肢を検討することが、国には求められる。(256-258 項)

#### d) 協力義務

- ・ パリ協定は、第 7 条 6 項及び 7 項、第 8 条 4 項、そして第 12 条で協力義務を定める。環境保護のための協力義務は慣習国際法においても存在し、それはパリ協定に基づく協力義務を強化するものである。この協力義務は、「関係国が協力することによってこそ、環境に対する害のリスクを共同で管理し得る」という点で重要である。パリ協定は具体的な協力の形態として主に、財政支援、技術移転及び能力構築を求める。(260-262 項)
- ・ 先進締約国は、開発途上締約国がその緩和義務を実施するために支援を提供すること（第 4 条 5 項）、また緩和及び適応に関して援助するための財源を提供すること（第 9 条）を求められている。これらは法的拘束力を有する義務である。また、第 9 条 5 項から 7 項が定める気候変動対策のための資金提供に関する情報の通知に関わる制度は、法的拘束力を有する義務を含んでいる。資金援助の額あるいは水準は特定されていないが、慣習法上の条約解釈規則に従えば、第 2 条に列挙された目的の達成を可能にする方法及び水準で実施しなければならない。この水準は、先進国の能力及び開発途上国のニーズを含む複数の要素に基づいて評価される。(264-265 項)
- ・ 技術移転および開発について、パリ協定の第 10 条 2 項は「技術開発及び技術移転に関する協力的な行動を強化する」ことを義務として定め、同条 6 項はそれを目的とする財政支援が提供されなければならないことを求める。第 11 条では、能力構築に関する当事国間の協力が奨励されており、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国の能力を含め、開発途上国が協定を実施する能力を構築することが促されている。同条 4 項は、開発途上締約国の能力の向上に取り組む当事国に関連する能力構築に関する行動及び措置を定期的に通知する手続的義務を課し、同 5 項は、適当な制度的取極めを通じて能力構築に関する活動を促すこととしている。(266-267 項)

#### [気候変動諸条約に基づく義務のまとめ]

- ・ 気候変動諸条約は、温室効果ガスの人為的な排出から気候系及び環境の他の部分を保護することを確保するために、国に対して厳格な義務を定めている。気候変動枠組条約は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」という全体目的を設定するが、当該目標の達成のための特定の数値化された法的拘束力ある目標を定めてはいない。同条約に従い、共通だが差異ある責任及び各自の能力の原則をふまえ、すべての当事国は、気候変動に対処するための国内政策、措置及び計画を策定し、それらを報告する義務を負う（第 4 条 1 項）。先進締約国及び附属書 I 締約国は、温室効果ガスの排出を制限し、炭素吸収源及び貯蔵庫を保護し強化するための政策を採用し、対応する措置を執る等の追加義務を負う（第 4 条 2 項）。さらに、すべての締約国は第 4 条第 1 項の下で適応義務を負い、附属書 II に掲げられる先進締約国は、開発途上締約国が適応の費用を賄うのを援助する追加的な義務を負う（第 4 条第 4 項）。気候変動枠組条約はまた、温室効果ガスの排出を防止し削減するための技術開発に関する協力について、差異のある義務を課している。(268 項)
- ・ 京都議定書は、気候変動枠組条約が定める全体目的を達成するために、附属書 B に掲げられる締約国に対し、数値化された法的拘束力ある目標を定める。現時点では有効な約束期間は存在し

ないものの、同議定書はなお有効であり、第一約束期間における締約国の約束の遵守状況を評価する手段として、関連性を有する。(269 項)

- ・ パリ協定は、工業化以前の水準に比して世界の平均気温上昇を摂氏 1.5 度までに抑えることを主要な目的とする（第 2 条）。この「温度目標」は、気候変動枠組条約で定められた全体目的を特定し数量化するものである。同協定の主要な特徴は、緩和（第 3 条から第 6 条）、適応（第 7 条）、損失・損害（第 8 条）、そして資金・技術・能力構築支援という形での協力（第 9 条から第 11 条）に関する義務に見られる。すべての締約国は緩和義務を遵守するために、集合的な温度目標を達成するために適切な方法で貢献しうる措置を講じなければならない。各国の国別貢献はこれらの措置を反映するものでなければならず、5 年ごとにいっそう高い要求へと更新されなければならない。各国の国別貢献は、全体として、温度目標及び協定の目的を達成し得るものでなければならない。国別貢献に含まれる措置の範囲及び内容は、当事国に利用可能な手段及びその能力に応じて異なり得るが、各国は国別貢献を定める際に無制限の裁量を有するわけではない。各締約国は、自国が提出する国別貢献が協定の目的を実現するように、可能なもっとも高い野心に相当するものとなるように最善を尽くすことを、相当の注意義務として負っている（第 4 条第 2 項）。締約国は、自国の国別貢献を実現するために最善を尽くす義務を負うのである。(270 項)

## C. 慣習国際法に基づく国の義務

### 1. 環境に対する重大な害を防止する義務

- ・ 慣習国際法上、国はその領域内又は管轄下にある地域において行われる活動が、他国の環境に重大な害を引き起こすことのないよう、利用可能なあらゆる手段を用いることを義務づけられている。環境の不可分かつ極めて重要な一部であり、現在及び将来の世代のために保護されなければならない気候系にも、当該義務は適用される。(272-273 項)

#### a) 環境に対する重大な害の危険

- ・ 環境に対して重大な害が発生していない場合であっても、重大な害が発生する危険がある場合、あるいは具体的に発生している害が拡大する危険がある場合に、国は環境に対する重大な害を防止する義務を負う。ある活動が重大な害の危険を伴うかは、害が発生する蓋然性あるいは予見可能性と、害の重大性あるいは規模に依るものであるため、その判断に際しては特に害の危険性と程度を組み合わせる必要がある。その際には、実際の活動が将来的にもたらしうる危険を、長期的な観点にも立って、考慮する必要がある。害が発生する蓋然性と結果として生じる害の重大性が高いほど、求められる行為の水準はより高くなる。複数の国や国の管轄あるいは管理の下にある私人の行為が集積して環境に対する重大な害を生じさせる場合にも、重大な害の危険は存在しうる。個々に見た場合には環境に重大な害を生じさせるものではなくとも、他の活動との相互作用に着目して評価した場合には重大な影響をもたらしうることに注意しなければならない。温室効果ガスの人為的な排出はそのような危険を生じさせる。この危険は、越境損害の場合とは異なり、国によって過去及び現在における寄与度は相当に異なるものの、すべての国の管轄又は管理の下で行われる活動の結果であるという意味で特異である。重大な損害の危険を生み出すのは、特定の排出活動ではなく、時間を通じて人為的な温室効果ガスの排出に寄与するあらゆる活動の総体である。単独で見れば僅かなものであるからといって、そうした活動につい

て国境を越える重大な害が生じることを予防する義務が生じないわけではない。気候変動に関連する危険は、様々な国による活動が組み合わさった結果であり、諸国家は協調的な対応を通じてそうした危険を回避しなければならない。（274-277 項）

- ・ 気候変動に関する政府間パネルの報告書による最良の利用可能な科学をふまえば、気温上昇、海面上昇、生態系及び生物多様性への悪影響、極端な気象事象は、大気中への温室効果ガスの蓄積が気候系及び環境の他の部分に重大な害を生じさせていることを示している。人為的な気候変動に寄与する行為は特定の国に還元されるものではなく、また単純なものでもないが、そのことによって気候系及び環境の他の部分に対する重大な害を防止する義務の適用から国が免れられるわけではない。国の管轄あるいは管理の下で行われる活動は国によって様々であるが、そうした活動によって重大な害が生じる一般的な危険に寄与していることから、そうした害が生じることを予防する義務を国は負う。（278-279 項）

#### b) 求められる行為の水準としての相当の注意

- ・ 国は相当の注意をもって行動することにより、環境に対する重大な害を防止する義務を履行しなければならない。相当の注意は行為基準であり、その内容は特定の状況毎に、国の個々の事情を含む様々な要素によって具体的に把握されるものであり、時間の経過とともに変化しうる。気候変動を含む特定の状態において国に求められる相当の注意を把握する際には、以下を特に関連性を有するものとして考慮しなければならない。（280 項）

##### — 適当な措置

国は、その領域内又は管轄下にある地域において行われる活動が、他国の環境に重大な害を生じさせることのないよう、利用可能なあらゆる手段を用いることを求められる。気候変動に関して言えば、気候系に対する重大な害を防止するのに必要な、温室効果ガスの排出を相当程度、迅速かつ持続的に削減することを達成するよう設計された緩和のための規制制度などを実施しなければならない。緩和措置として実施する規則及び措置は、国の管轄又は管理の下にある公的・私的事業者の行為を規律し、その実施を確保するための実効的な執行及び監視制度を伴わなければならない。（281-282 項）

##### — 科学的及び技術的情報

科学的情報は、害が発生する蓋然性とその重大性を評価する上で必要な事実的要素である。重大な害が生ずる高度の蓋然性があることを示すものと一般に認められる科学的証拠が存在する場合には、相当の注意の水準はすべての国に対してより要求度合いの高いものとなる。もっとも、共通だが差異のある責任及び各自の能力の原則から、そうした情報を入手することができない場合には、求められる予防措置を執らなかつたとしても、相当の注意を欠いたことにはならない。新たな科学的又は技術的知見に応じて、相当の注意の水準はいつそう要求度合いを増しうる。気候変動に関する政府間パネルの報告書は、その公表時点における気候変動に関する最良の利用可能な科学的情報を包括的に、かつ権威的に示すものである。技術協力及び知識共有の取り組みは、国が利用し得る適応措置および緩和措置、そして重大な害を防止する能力に資する。気候系に対する害を防止し緩和するための技術的手段が利用可能であるかは、ある措置が国

に対して合理的に要求することのできるものであるかについての判断に影響を及ぼしうる。特に関連技術が要する費用は、その関係で決定的な意味を持つ。(283-286 項)

— 関連する国際規則と標準

他の環境の場合と同様に、気候変動に関して求められる相当の注意の程度も、現在の水準に照らして評価される。この水準は、条約や慣習国際法のような拘束的な規則に限られず、締約国会議の決定や技術的規準及び実行として推奨されているものによっても示される。締約国会議の決定は、それが諸国家の実行を反映し、法的信念を表明する限りで、慣習国際法の認定にも関連性を有しうる。環境に対する重大な害を防止するという一般的義務は、実体的要素（例えば、適切な措置をとる義務）と手続的要素（例えば、通報し協議する義務）から構成され、これら双方を通じて当該義務により求められる相当の注意を果たすことが国に求められる。(287-289 項)

— 能力の相違

国が執るべき適切な措置を決定する際には、共通だが差異ある責任及び各自の能力の原則が考慮されなければならない。先進国は、気候変動の文脈において、環境に対する害を防止するためにより高度の措置を講じ、より要求度の高い行為基準を満たさなければならないが、各事案で要求される基準は、最終的にはそれぞれの国家が特定の状況で採ることのできる手段の範囲に応じて決定される。国家間における能力の差異は、先進国と開発途上国の違いだけをいうのではなく、それぞれの国が置かれた状況の違いによっても生じうる。経済的に発展し、その能力が増大すれば、それに応じて国に要求される注意の程度もまた高度となる。国は、利用可能な手段及び能力が限られていることを理由として、相当の注意として執るべき措置を不当に遅延させたり、義務を負っていないということとはできない。(290-292 項)

— 予防的アプローチ（原則）およびそれに対応する措置

科学的に不確実性が認められる場合でも、国は予防措置の実施を控えたり、遅らせてはならない。国際海洋法裁判所が指摘したように、潜在的な危険を蓋然的に示す徴候が認められる場合にそれを無視するならば、国は相当の注意義務を果たしていないものとされる。予防的アプローチ（原則）が適用される場合には、国はそれに従って慣習国際法上の国境を越える環境に対する害を防止する義務に基づく相当の注意を果たさなければならない。(293-294 項)

— リスク評価と環境影響評価

国は、環境に対する重大な害を防止する義務の履行として、実体的な措置とは別に、手続的な措置をも執ることが求められる。国は国境を越える産業活動が計画された場合には、環境影響評価を行わなければならない。環境影響評価の範囲と内容は慣習国際法によっては特定されていないが、気候系に対する重大な害を防止するために環境影響評価を実施する際には、その危険に認められる特有の性質を考慮に入れなければならない。温室効果ガスの排出が生じる危険を国が評価する際には様々な形態の活動を対象とする一般的な方法を用いることが合理的であり得る。温室効果ガスの排出が累積的

で特定の国に還元できないという性質のために、そうした危険の評価は困難を伴うものの、国は最良の利用可能な科学に基づき、その管轄又は管理の下で行われる特に重大な活動で温室効果ガスを排出するものについて環境影響評価を予定し、実施することが重要である。(295-298 項)

#### — 通報及び協議

計画された活動が自国の管轄又は管理の下にあり、当該活動による悪影響の危険を防止するうえで執るべき適当な措置を決定するために他国への通告及び協議が必要な場合には、そうした通告と協議を誠実に行うことが、環境に対する重大な害を防止する相当の注意として義務づけられる。気候変動をもたらす過程の特性に鑑みれば、ある活動が気候系に対する害への共同での対処に重大な影響を及ぼす場合には（温室効果ガスの排出を伴う資源開発に関する政策の変更や、その排出の有害な影響に対処するために実効的に協力するための情報を利用可能とすることなど）、他国へ通告し他国と協議しなければならない。(295-299 項)

## 2. 協力義務

- ・ 環境保護のために国が協力することは慣習国際法上の義務であり、共有資源である気候系については、国家間協力は気候変動に関する意味のある国際的取組の基盤をなす。気候変動おける緊密かつ継続的な協力は、持続可能な開発に資する。国家間協力は、条約に基づくものであれ、慣習国際法によるものであれ、信義誠実の原則により規律される。(301-303 項)
- ・ 気候変動の特性から、国がそれぞれ執る措置は、他国と協力して執られなければならない。こうした協力は、慣習国際法上の義務の履行として、あるいは条約により特定されたものとして、求められる。国は、排出量の削減と自国の国別貢献の算定という具体的な目的を達成するために、なによりも集団的な温度目標を達成するために、協力しなければならない。協力義務はすべての国家に適用されるが、その程度は、共通だが差異ある責任及び各自の能力の原則といった基準などが考慮されることで、異なりうる。(304-305 項)
- ・ 国は温室効果ガスの排出を規制する手段の決定について一定の裁量を有する。しかし、そうした裁量は、国が相当の注意を払いつつ協力することを免れる理由にはならない。協力義務は、諸国家は相互に依存しているという認識に基づく。それが、諸国家が衡平な負担配分に基づき、共通だが差異ある責任及び各自の能力の原則に従って集団的な気候政策を継続的に策定し、時代に即した適当なものに維持し、そして実施するように努めることを想定するものである限り、単なる資金及び技術の移転に留まるものではない。気候変動は人類共通の関心事である。国にとって協力は選択の問題ではなく、差し迫って必要なものであり、かつ法的義務である。(306-308 項)

## 3. 気候変動に関する条約上の義務と慣習国際法上の義務の関係

- ・ 条約と慣習国際法は相互に明確化し合う関係にあるが、それぞれが必ずしも重なり合うとは限らない独立の義務を定めている。慣習国際法上の義務はすべての国に等しく適用され、国が気候変動諸条約の当事国であるか否かにかかわらず独立して存在する。気候変動諸条約の非当事国が、当事国からなる共同体と協力する際に、それらの条約により求められるところに適った行為をすることで、慣習国際法上の義務を履行しているとみなされる場合がありうる。他方で、非当

事国がそのような形で協力しない場合には、当該国の政策及び実行が慣習国際法上の義務に合致していることを、自ら示さなければならない。(311-315 項)

#### D. その他の環境条約に基づく国の義務

- ・ 気候系を保護する国の義務は、気候系を構成する要素のすべてに関連して国の行為を規律する。本意見を要請した総会決議 77/276 に言及されているオゾン層の保護に関するウィーン条約、同モントリオール議定書、生物多様性条約及び砂漠化対処条約も気候系の一部の保護やその構成要素間の相互作用に関わるものとして、国際法に基づく気候系の保護に関する枠組みを構成している。それ以外にも、国際民間航空機関のような特定の国際機関の下で気候系の保護に関連する制度が設けられる場合もある。そうした取り組みの中で気候系の保護に関連性を有するものがある限りにおいて、国は気候系及びその他の環境を構成する要素の保護を確保するための措置を講じる際に、本勧告的意見で取り上げるものに加えてそれらの義務も十分に考慮しなければならない。(316-318 項)

##### 1. オゾン層の保護に関するウィーン条約および同モントリオール議定書

- ・ オゾン層は大気の一部であり、大気は気候系の構成要素の一つである。気候変動に関する政府間パネルは、オゾン層の破壊への対処が気候変動の緩和に資するとしている。オゾン層の保護に関するウィーン条約第 2 条はオゾン層に関する一般的義務を定め、そのために締約国は、利用し得る手段及びその能力に応じて協力のための措置を講じ、かつ適切な立法上又は行政上の措置を採用するものとしている。モントリオール議定書は同条約を補完するものであり、第 19 回締約国会合では、気候変動を含む環境問題にも対処する方法でオゾン層の回復を加速させることが重要であることを確認した。これをふまえて、同議定書の当事国は、管理措置を通じて、温室効果ガスを含む主要なオゾン層破壊物質の生産及び消費のすべてを、決められたスケジュールに従って段階的に廃止する義務を負っている。(319-323 項)
- ・ オゾン層関係条約の当事国が気候変動諸条約の当事国でもある場合には、前者は後者に定められた義務を補完するものであり、気候系全体の保護を確保することに貢献する義務と認められる。(324 項)

##### 2. 生物多様性条約

- ・ 生物圏は気候系を構成する要素の一つであり、それには大気中、陸上、海中に存在するすべての生態系と生物、並びに落葉や土壌有機物及び海洋遺骸物のような非生物体が含まれる。生物多様性条約第 2 条は、生物多様性を生物の変異性および陸上生態系と水界生態系が複合した生態系を含むものと定義し、また生物と非生物が相互に作用して一の機能的な単位をなす限りで非生物的環境も生態系に含まれるものとしている。(325-326 項)
- ・ 生物多様性条約第 3 条は、慣習国際法上の環境に対する重大な害を防止する義務を反映した規定である。生態系を保護するための措置は、一定の場合には同時に、気候変動の緩和又は適応措置として機能し得る。第 5 条は、可能な限りかつ適当な場合には、いずれの国の管轄にも属さない区域で、相互に関心を有する事項について、他の締約国と協力する義務を課している。第 6 条 a 項は個々の状況及び能力に応じて、当事国が「生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的と

する国家的な戦略若しくは計画を作成すること」を、また同条 b 項は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策を組み入れること」を、義務として定めている。気候変動の緩和あるいは適応のための措置も、こうした戦略や計画に含まれうる。これに関係するものとして、生物多様性条約の締約国会議が 2022 年に採択した昆明・モンテリオール生物多様性世界枠組みにおいて、「緩和、適応及び防災・減災の行動を通じて、気候変動及び海洋酸性化による生物多様性への影響を最小化するとともに、その強靱性を増強させる」ことが推奨されていることが留意されなければならない。さらに第 7 条 c 項は当事国に、可能な限りかつ適切な範囲で、生物多様性の保全及び持続可能な利用に重大な悪影響を及ぼす又は及ぼすおそれのある過程及び活動類型を特定し、監視する義務を定める。そのような重大な悪影響が特定された場合、当時国は第 8 条 1 項に従い、可能な限りかつ適切な範囲で、当該過程及び活動類型、すなわち人為的な温室効果ガスの排出に寄与するものを含むものを、規制又は管理する義務を負う。気候変動諸条約の当事国が生物多様性条約の当事国でもある場合には、後者に基づく義務は前者に定められた義務を補完する。生物多様性条約に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用、それらに対する悪影響の防止という目的は、気候系の構成要素の一つである生物圏の保護に関連し、それゆえに生物多様性条約に基づく義務は、気候系全体の保護を確保することに貢献するものと認められる。

(327-330 項)

### 3. 国連砂漠化対処条約

- ・ 砂漠化、土地の劣化及び干ばつが気候変動に関連性を有することは、砂漠化対処条約の前文で確認されると共に、政府間の科学機関によっても確認されている。砂漠化、土地の劣化及び干ばつは、気候系の一部として相互に結びついた地圏と生物圏に関係している。(331-332 項)
- ・ 砂漠化対処条約の第 4 条 2 項 (a) は、「砂漠化及び干ばつの過程の物理的、生物学的及び社会経済的側面に対する総合的な取組方法」を採用することを当事国に求めている。また (d) は、「影響を受ける国である締約国の間で、環境保護並びに土地及び水資源の保全の分野で砂漠化及び干ばつに関連するものにおける協力」を促進することを当事国に求めている。気候変動は、砂漠化及び干ばつの物理的側面の一つとして考慮されなければならない。第 6 条は、先進締約国に資金提供と砂漠化への対処に努める開発途上締約国を支援する義務を課している。そして第 8 条は、締約国に対し、砂漠化対処条約、気候変動枠組条約及び生物多様性条約の枠組の下でとられた行動及び約束の調整を促進することを求めている。砂漠化対処条約の締約国に課される義務は、当該国が気候変動諸条約の当事国でもある限りにおいて、同諸条約に基づく義務を補完する。砂漠化対処条約の当事国は同条約の下での義務に従うことにより、気候系及び環境の他の部分の保護に貢献する。(333-334 項)

#### [環境保護条約に関するまとめ]

- ・ 以上に取り上げた環境条約、気候変動諸条約、及び慣習国際法上の関連義務は相互に参照し合う関係にある。環境条約の当事国は気候変動諸条約と慣習国際法に基づく義務を履行する際には環境条約によって負う義務を考慮に入れなければならない。同様に、環境条約に基づく義務を履行する際には、気候変動諸条約及び慣習国際法上の義務を考慮しなければならない。(335 項)

## E. 海洋法に基づく国の義務と関連問題

- ・ 国際海洋法裁判所は 2024 年 5 月 21 日に、(a) 人為的な温室効果ガスの大気中への排出により生じ、又は生じるおそれのある気候変動の有害な影響に関連して、海洋環境の汚染を防止・削減・規制する義務、及び (b) 気候変動の影響に関連して海洋環境を保護し保全する義務について、国連海洋法条約の当事国が負う義務について勧告的意見を示している。本裁判所は、国際海洋法裁判所の解釈に倣う義務を負うものではないが、国際法の明確性、一貫性、そして法的安定性という観点から、それに大きな重みを認めなければならない。(336-338 項)

### 1. 国連海洋法条約に基づく国の義務

- ・ 人為的な温室効果ガスの排出は、国連海洋法条約第 1 条 1 項 4 号にいう、「海洋環境」への「物質又はエネルギー」の人間による「直接的又は間接的」な導入に当たり、かかる導入は「有害な結果」をもたらし、又はもたらすおそれのあるものである。それゆえ、海洋環境の保護について定める国連海洋法条約の第 12 部は、本勧告的意見手続における諮問事項 (a) に答える上で関連性を有する。(339-341 項)
- ・ 国連海洋法条約第 192 条は「国は、海洋環境を保護し及び保全する義務を負う」と定めるが、これは、海洋環境を保護し保全するための措置を講ずる積極的義務と、それを劣化させないという消極的義務からなる。気候変動がもたらす脅威の深刻さ、また人為的な温室効果ガスの排出に起因する海洋環境への重大かつ不可逆的な害の危険の高さを考慮すれば、海洋環境を保護し保全する義務の履行にあたって適用される相当の注意の基準は厳格である。そのため同条に従い当事国には、海洋環境を保護保全するために、また海洋環境に対して気候変動と海洋酸性化による悪影響を防止あるいは減少させるために、可能な限り野心的で実効的な措置を講ずることが義務として求められる。それらの国が気候変動枠組条約とパリ協定の当事国である場合には、国連海洋法条約の履行として執られる措置は、気候変動枠組条約とパリ協定によって課される義務に適うように実施されなければならない。(342-343 項)
- ・ 国連海洋法条約第 193 条は、当事国にその環境政策に従って天然資源を開発する主権的権利を認めるが、同時に当該権利は海洋環境を保護し及び保全する義務に服するとしている。194 条 1 項は、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとり、各自の能力に応じて利用可能な最善の手段を用いること、また政策を調和させるよう努めることを求めている。当事国は、汚染の発生を最終的には全面的に防止することを究極の目的として、汚染を削減し規制するためにすべての必要な措置を執る義務を負うが、人為的な温室効果ガスの排出によって生じた海洋汚染を即時に停止することを直ちに確保することまでは求められない。これらの義務は行為義務であり、厳格な水準の相当の注意に適う措置を、立法、行政手続及び執行措置を含めて実施することが当事国には求められる。第 194 条 1 項に定められる義務を果たすためには、気候変動枠組条約とパリ協定に基づく義務を履行することでは、必ずしも十分ではない。同項にいう「必要な措置」が何かは、最良の利用可能な科学、気候変動に関する国際的な規則及び基準、並びに当該国々の利用可能な手段及び能力（各国の異なる国内事情を含む）を考慮に入れつつ、客観的基準に照らして特定しなければならない。(344-347 項)
- ・ 国連海洋法条約第 192 条 2 項は、当事国にその管轄又は管理の下にある活動が、環境に対して

汚染による害を生じないように、すべての必要な措置を執ることを義務づけている。ここでいう「活動」には、温室効果ガスを生じさせる活動が含まれるものと解される。本義務において当事国に求められる相当の注意の水準は厳格である。(348-349 項)

- 国連海洋法条約第 197 条は、海洋環境の保護保全のための地球規模での協力を義務づけている。これは、相当の注意を持って行動することを求める行為義務を定めたものである。この義務は継続的性質を有し、気候変動枠組条約やパリ協定のような気候系の保護のための条約を採択することで満たされるわけではなく、当事国は国際的な規則、基準、勧告される慣行および手続の立案および策定に継続的に取り組むことが求められる。また、国連海洋法条約に基づく協力義務は第 197 条が定めるもので尽きるわけではない。当事国は、研究の促進、研究計画の実施、情報およびデータの交換の奨励、ならびに規制のための適切な科学的基準の確立のために、第 200 条および第 201 条に基づいても協力することが求められる。さらに国連海洋法条約第 206 条は、当事国の管轄または管理の下で計画される活動であって、温室効果ガスを排出し、海洋環境に相当の汚染又は重大かつ有害な変化を引き起こす恐れがあると信じるに足る合理的根拠がある場合には、可能な限りで環境影響評価を実施することを求め、第 205 条はその通告に関する義務を定めている。これらの義務は、国家管轄権外の海域で生じる汚染等の場合にも及ぶ。(350-353 項)
- 国連海洋法条約、気候変動諸条約、その他の環境条約、また関連する慣習国際法上の義務は相互に参照しあうものであることから、後 3 者の義務を履行する際には国連海洋法条約上の義務が考慮されなければならない、またその逆も同様である。(354 項)

## 2. 海面上昇に関する国の義務と関連する問題

- 海面上昇は、特に小島嶼国および低地沿岸国にとって、不利益な結果をもたらす可能性が高く、それが領域内または国境を越えた住民の強制移動につながり得るのみならず、国の領土保全および天然資源に対する恒久主権にも影響を及ぼし得ることを示している。この点で、海面上昇はそれによって影響を受ける人々の自決権の行使に関係する。(357 項)
- 国連海洋法条約は、当事国がその沿岸に各種の海域を設定する際に自国の海域の外延を示す海図又は地理学的経緯度の表を作成し、かつ適切に公表することを求めている(第 16 条、第 75 条、第 84 条)。基線から測定される海域の幅員が適法に設定され、関連規定によって求められるところに従い、海図または地理学的経緯度の表が適切に公表された後に、それらを更新することについて定めた規定は、国連海洋法条約には存在しない。同様に、同条約には、いったん表示された通常基線(第 5 条)を更新すること、または条約に従って表示、公表、寄託された直線基線(第 16 条)や群島基線(第 47 条第 8 項および第 9 項)を示す海図または地理学的経緯度の表を更新することを当事国に求める規定はない。国連海洋法条約は、当事国が基線および海域の限界線を示す海図または地理学的経緯度の表を条約に適合する形でいったん定めたのであれば、気候変動に関連する海面上昇により物理的変化が生じてそれらを更新することを求めておらず、当事国はそのような更新を行う義務を負っていない。(358-362 項)
- 海面上昇による小島諸国の領土の完全な消失、また人口の移動について諸国家から懸念が示されているが、国はひとたび成立した後は、その構成要素の一つが消滅しても、それによってその国家性を喪失するわけでは必ずしもない。海面上昇は、人類共通の関心事項である気候変動か

ら生じる悪影響の一つであり、そのために国は気候変動に関する慣習国際法上の義務として、また国連憲章第 1 条が定める義務として、海面上昇による悪影響に対処するために適当な措置を他国と協力して執らなければならない。海面上昇への対処における協力は、国の裁量に委ねられた問題ではなく、法的義務である。国は、海面上昇によって影響を受ける国およびその住民の権利を考慮に入れつつ、衡平な解決に至ることを目指して協力することが、法的な協力義務として求められる。(364-365 項)

### 3. その他の関連文書

- ・ 本件勧告的意見において裁判所は、気候系の保護に関連し得るすべての条約を取り上げることが求められてはいない。しかしこれは、普遍的、地域的又は二国間のいずれであれ、国連海洋法条約以外の、海域に関連する他の条約に基づく義務の適用可能性を否定するものではない。国際海事機関の下で採択された船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL 条約）とその附属書 VI などが定める義務を履行することは、気候系の保護に繋がる。その点で、国際海事機関のような国際機関は、温室効果ガスの排出活動を規制する上で重要な役割を担う。また、国連海洋法条約の実施協定の一つである国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定）は、「生物多様性及び生態系を、とりわけその生産性と健全性を改善するため、および気候変動、海洋酸性化及び海洋汚染に関連するものを含むストレス要因に対する強靱性を強化するために、保護、保存、回復及び維持する」という目的（第 17 条 c 項）を反映した義務を設けている。同協定は未発効であるが、その署名国および締約国は発効するまでのあいだ、当該目的及び趣旨と両立しない行動を控える義務を負う。(367-368 項)

## F. 国際人権法に基づく国の義務

- ・ 国は国際人権法の下で、個人および諸人民の人権の享有を尊重し、保護し、確保する義務を負う。(369-371 項)

### 1. 人権の享有に対して気候変動が及ぼす悪影響

- ・ 気候変動によって人権の完全な享有が妨げられるという悪影響があることについては、概ね諸国家の見解は一致している。環境は人間の生命の基盤であり、現在および将来の世代の健康と福祉はその上に依拠する。環境の保護は人権の享有の前提条件である。人権の中には、海面上昇、干ばつ、砂漠化、自然災害等により個人の健康や生計手段が被る影響といった気候変動による悪影響によって享有が著しく害されるものがある。(372-376 項)
- ・ 生命に対する権利（世界人権宣言第 3 条、自由権規約第 6 条、児童の権利に関する条約第 6 条）の尊重、保護、充足は、国が環境を保全し、人為的な温室効果ガスの排出に起因する気候変動の悪影響から環境を保護するために講じる措置によってはかられうる。自由権規約委員会が指摘するように、国際環境法上の義務は、自由権規約第 6 条の内容の解釈に反映されなければならない。また、生命に対する権利を尊重し確保する義務は、関連する国際環境法上の義務の解釈にも反映されなければならない。気候変動によって生じる状態によっては、それにより生活を脅かされた個人が他国に安全を求めることを認めたり、あるいは国がそうした個人を元の居住地に戻すことを控えなければならない場合もありうる。個人をその本国へ送還することが生命に対する権利に

回復不能な侵害を生じる現実的危険があると信ずるに足る重要な根拠がある場合には、国はノンルフールマン原則に基づく義務を負う。(377-378 項)

- ・ 気候変動は健康に対する権利（社会権規約第 12 条、世界人権宣言第 25 条、児童の権利条約第 24 条）を人が享有する能力、および適切な生活水準で生活する権利（食料、水、住居の確保を含む）の実効的な享有を妨げうる。また、国が気候変動による悪影響に対処するための適時かつ適切な対応策を実施しない場合には、私生活・家族・住居に対する権利を侵害すると認められる場合もある。気候変動はまた、女性、子ども、先住民の権利の享有を妨げうる。パリ協定が前文で指摘するように、その当事国は気候変動に対処するための措置を執る際には、先住民、地域社会、移民、児童、障害者及び影響を受けやすい状況にある人々の権利並びに両性の平等を考慮しなければならない。女性と先住民は、気候変動による影響をより厳しい形で被る危険がある。

(379-386 項)

## 2. 清潔、健康的かつ持続可能な環境に対する権利

- ・ 人としての生存と環境との間に緊密な関係があることは広く確認されているところであり、人が清潔で健康的かつ持続可能な環境に居住できない場合には、実効的な享有が不完全となる人権もある。清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利は、地域的な人権保障条約、100 を超える国の憲法あるいは国内法において保障されている。国連人権理事会も本権利の保障状況について普遍的定期審査において取り上げており、国連総会も清潔で、健康的で、持続可能な環境への権利を人権として認めた決議 76/300（2022 年）を、反対のない大多数の賛成票によって採択している。これらをふまえるならば、清潔で健康的かつ持続可能な環境は、生命に対する権利、健康に対する権利、及び適切な生活水準に対する権利など、多くの人権の享受にとって不可欠の前提条件であると認められる。清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利は、人と環境が相互依存関係にあることから生じるものである。それゆえ、人権を実効的に保障する義務を負う国は、その履行に際して清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利を人権として共に保護するように努めなければ、その人権保障義務を果たしていると言うことは難しい。清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利は、他の人権の享有にとって不可欠である。(387-393 項)

## 3. 人権条約の領域的射程

- ・ 普遍的人権条約に基づく人権保障義務の領域的な射程は、各条約に定められる規定による。自由権規約第 2 条 1 項については、自国の領域内にいる個人だけではなく、領域外にいるがその管轄権の下にある個人も同規約による保護の対象とされることを本裁判所もこれまでに認めてきており、それは自由権規約委員会の解釈にも合致する。社会権規約については、本質的に領域的な権利を保障していることもあり、領域的範囲についての明文規定を有しないが、個別の規定で領域外ではあるが自己の管轄の下にある個人への権利保障が求められる場合もある（例えば第 14 条）。児童の権利条約は、当事国はその管轄内にある児童に対して同条約上の権利を尊重し確保することが義務づけられ、そのために占領地においても保障することが求められる。国が、どのような場合に自国領域外で管轄権を行使していると認められるかは各条約の規定に照らして判断されるものであり、この点について本勧告的意見で特定する必要はない。(394-402 項)

[国際人権法に基づく気候系及び環境の他の部分を保護する義務についてのまとめ]

- ・ 気候変動が人権の享有に及ぼす不利益な影響を踏まえるならば、気候系および環境の他の部分を保護することなく人権の十分な享有を確保することはできず、国は人権の実効的な享有を保障するために気候系および環境の他の部分を保護するための措置を講じなければならない。こうした措置は、人権の保護に十分配慮した緩和措置および適応措置、基準の策定や法の定立、私的な主体の活動の規制を通じて実施されうる。国際人権法、気候変動諸条約および関連するその他の環境条約、ならびに関連する慣習国際法上の義務は相互に参照し合う関係にある。したがって、国は、気候変動諸条約、関連するその他の環境条約および慣習国際法上の義務を履行する際には、国際人権法上の義務を考慮しなければならず、同様に人権に関係する義務を履行する際には、気候変動諸条約、関連するその他の環境条約および慣習国際法上の義務を考慮しなければならない。（403-404 項）

#### [責任の根拠となる義務の対世的性格]

- ・ 気候系のような世界規模の共通財に関する国際法規則からは、対世的義務が生じうる。諸国家は、大気や公海のような世界的な共有物の環境を保護することに共通利益を有し、それゆえに気候系や環境の他の部分を人為的な温室効果ガスの排出から保護することについて負う義務、とりわけ重大な害を防止する慣習国際法上の義務は、対世的義務である。気候変動諸条約についても、それらは国際共同体全体のために気候系を保護するという、すべての国の重要な利益を保護することを目的とするものであり、それらに基づいて国が負う義務は当事国間対世義務であると言える。こうした対世的義務の違反によって責任が生じる場合には、すべての国が責任を援用することができる。気候変動諸条約のような条約に基づく義務である場合には、すべての条約の当事国は義務が守られることについて法的利益を有しており、その違反によって生じた責任を援用することができる。（440-442 項）
- ・ もっとも、そうした場合にも被害国あるいは特に影響を受けた国の立場と、被害国でない国との間には、求めることのできる救済という点で違いがある。被害国でない国は、集団的義務の違反について請求を提起しうるが、それ自身のための賠償を求めることはできない。これらの国は違法行為の停止及び再発防止の保証・確約、ならびに被害国または違反された義務の受益者のための賠償義務の履行を求めることができるに留まる。（443 項）

### III. 検討

#### A. 本勧告的意見における条約解釈の特徴と妥当性

本研究会における検討において、本勧告的意見における気候変動諸条約や国連海洋法条約等の国際条約の解釈について、それが「文言よりも重い義務を上乗せしている」のではないかと、との懸念が示された。これに対しては、「文言よりも重い義務」が何を指すかにも依るが、そのような懸念は当たらないものと思われる。

本勧告的意見における条約解釈は全体として、条約法条約第 31 条 1 項（「条約は、文脈により且つその趣旨目的に照らして与えられる用語の通常の意味」に従って解釈する）に忠実と言える判断となっている。本勧告的意見における条約解釈は、関連する他の規定を「文脈」としてふまえ、条約全体、また複数の条約からなる条約体制（レジーム）のなかで位置付けながら解釈して

いると認められる<sup>9</sup>。そのような適切な解釈方法によって導かれる（根拠づけられる）限りにおいて、条文を逸脱するような（「重い」）義務を課しているとは認められない<sup>10</sup>。

唯一、パリ協定第 2 条における「工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準」までに抑えることを、同協定の締約国が「達成すべき主要な温度目標」であるとした点は、文言から逸脱する「重い義務」を課すものと言いうるかもしれない。同条の規定上、摂氏 1.5 度目標はそこまでに「制限するための努力を継続する」ことが求められるに留まり、摂氏 2 度目標のようにそこまでに「抑えること」が義務づけられてはいない。もっとも、「制限するための努力」がもっぱら当事国の自主性に任されたものであると解することは、パリ協定の第 3 回締約国会合（2021 年）の成果文書（Glasgow Climate Pact）<sup>11</sup>や第 3 回締約国会合（2023 年）における決定<sup>12</sup>で、当事国が摂氏 1.5 度水準への制限の実現に現に努めることが求められることを確認していることと整合しない。それらの決定は、摂氏 1.5 度水準までに制限するための努力を継続することが、パリ協定に基づく義務として求められるという認識が当事国によって共有されていることを示している。その意味で、まさにこれらの決定は国際司法裁判所が指摘するように、ウィーン条約法条約第 31 条 3 項 a にいう「条約の解釈または適用につき当事国間の間で後にされた合意」にあたるものであり、それらを考慮することは条約解釈として認められる<sup>13</sup>。

## B. 気候変動対策措置の WTO 協定適合性判断に対する本勧告的意見の影響

本研究会における検討においてもっとも強い関心が向けられたのは、本勧告的意見が気候変動対策として執られる措置の WTO 協定適合性、とりわけ例外条項の解釈適用にどのような影響を与えるかであった。具体的には、①当該措置が気候変動対策に消極的な国の製品やサービスを典型的に不利に扱うものである場合に、最恵国待遇義務や内国民待遇義務に違反しないと主張しやすくなるか、②当該措置は GATT が定める例外事項に該当しうるか、とりわけ第 20 条 g 号の「有限天然資源の保存」、同 a 号の「公徳の保護」、そして第 21 条 b 号（ii）の「自国の安全保障上の重大な利益の保護」のための「国際関係の緊急時に執る措置」に該当すると主張しやすくなるか、そして③当該措置は GATT 第 20 条柱書の要件を満たすと主張しやすくなるか、が問題とされた。これらは総じて、GATT（および類似の規定を有する他の協定）における貿易と環境の関係のあり方について、本勧告的意見が環境に有利な判断を導く根拠となりうるかを問題とするものと言える。

結論としては、本勧告的意見はそれ自体としてはそのような根拠を提供するものではない。そ

<sup>9</sup> 別個に締結された条約であっても、それらが同一の主題・問題に関わるものである場合には、総体として一つの条約体制（legal régime）が構成されるとする見方は、新しいものではない。See *Interpretation of the Agreement of 25 March 1951 between the WHO and Egypt, Advisory Opinion of 20 December 1980, I.C.J. Report 1980*, pp. 92–93, para. 43.

<sup>10</sup> Declaration of Judge Tladi, *supra* note 4, paras. 10–21. Cf. Thomas Buri, “The ICJ’s Opinion on Climate Change: Pushing the Boundaries of International Law,” *AJIL Insights*, Volume 29, Issue 13 (posted on October 2, 2025), available at <<https://www.asil.org/insights/volume/29/issue/13>>.

<sup>11</sup> Decision 1/CMA.3, UN Doc. FCCC/PA/CMA/2021/10/Add.1 (2021), p. 2, para. 21.

<sup>12</sup> Decision 1/CMA.5, UN Doc. FCCC/PA/CMA/2023/16/Add.1 (2023), p. 7, para. 39.

<sup>13</sup> 締約国会議などの条約機関によって採択された決定が、「事後の合意」に該当しうることは、国際法委員会が「条約解釈に関する事後の合意および事後の実行についての結論草案」の作成作業においても指摘するところである。Draft Conclusion on Subsequent Agreement and Subsequent Practice in Relation to the Interpretation of Treaties, *Yearbook of the International Law Commission 2018*, Vol. II, Part Two, pp. 69–71.

の理由を個々に示す前に、共通する前提として、気候変動に関する国の義務に関して本勧告的意見が示した判断の意義とその射程について確認し、それに照らした場合に気候変動対策措置にどのような法的意味を認めることができるかを見ておくのが便宜である。

## 1. 本勧告的意見が「気候変動に関する国の義務」について示した判断の意義とその射程

国連総会は、「人為的な温室効果ガスの排出から気候系およびその他の環境を保護するための国際法に基づく義務」として、意見の対象となる義務の範囲を広く一般的な形で示しているが、本勧告的意見は、これは「気候変動に関する国際法上のあらゆる規則、またそれに含まれる義務のすべてを検討するよう求めるもの」ではなく、付託された質問にもっとも直接的に関わる原則、規則、義務について判断することで十分であるとした（98-100、114 項）。これは、本件における適用法規を限定する文脈で示されたものであるが、本勧告的意見が特定の事実や行為を前提とし、それに対する具体的な義務の適用、そして義務違反の認定が求められてはいないことと密接に関係している。そのような具体的な義務とその違反の認定は「個々の事案毎に確定し得るもの」であり（106、114、406 項）、そのような特定の事案を想定して要請されたものではない以上、本勧告的意見は気候変動への対応をはかる上で諸国家がふまえるべき国際法による規律枠組みを確認し、それを一般的な形で示すものとならざるを得ない<sup>14</sup>。

本勧告的意見が、人為的な温室効果ガスの排出による気候系および環境の他の部分を保護するために考慮すべき一般的な規律枠組みを示すものであることは、気候変動に関して国が負う実体的な義務について、それが「行為義務」（obligations of conduct）としての性質を有するものであり、その履行に際して国は「相当の注意」に適う措置を選択し、適切に実施することが求められることを繰り返し指摘している点に、よく現れている<sup>15</sup>。

国際司法裁判所は従来から、義務の履行・不履行を判断するには行為義務と結果義務（obligations of result）を区別することが有用であるとし、本件でもこの区別に基づいて気候変動に関連して何を行うことが国に求められるのかを示している（175 項）。その中で、気候変動諸条約に基づく緩和義務・適応義務・協力義務、また国連海洋法条約に基づく海洋汚染防止義務（194 条）および協力義務（197 条）、そして慣習国際法上の越境環境損害防止義務などは行為義務であり、これらの義務の履行において国は「相当の注意」に照らして求められる措置を実施しなければならないことを強調している。もっとも、「相当の注意」は国の行為の適当性を評価する基

<sup>14</sup> このような基本的な規律枠組みは、国の政策決定に対して特定の指示を与える点ではなく、国の政策決定過程を規律しその合理性を確保する点に、意義がある。国の政策決定に関する規律枠組みを国際法が定める場合、それに従ってなされ、他国によって批判された場合に当該枠組みに照らして説明しうることができないのであれば、それは国際法に照らした合理性を欠くものとされ、他国による尊重を求めることはできない（対抗力を欠く）。国際法が定める政策決定過程に対する規律をふまえた政策決定の合理性を確保することの重要性を示したものとして、南極海捕鯨事件判決を参照。 *Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan: New Zealand Intervening), Judgment of 31 March 2014, I.C.J. Reports 2014, pp. 292–293, paras. 223–227*. 本判決で日本の JARPA II が捕鯨取締条約に反するとされたのは、JARPA II が致死的手段による捕鯨をその計画内容に含んでいたためではなく、致死的手段の利用とそれによる捕獲対象とされるクジラの種類及び数量が調査捕鯨という目的に照らして合理性を有することを、日本が説明しえなかったためである。参照、奥脇直也「捕鯨裁判の教訓——協力義務との関係において」『日本海洋政策学会誌』第 4 号（2014 年）12–16 頁。

<sup>15</sup> See Joshua Paine, “ICJ Advisory Opinion on Climate Change: The Variable and Evolutive Nature of Due Diligence Obligations,” *EJIL Talk!* (posted on August 21, 2025), available at < [https://www.ejiltalk.org/icj-advisory-opinion-on-climate-change-the-variable-and-evolutive-nature-of-due-diligence-obligations/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.ejiltalk.org/icj-advisory-opinion-on-climate-change-the-variable-and-evolutive-nature-of-due-diligence-obligations/?utm_source=chatgpt.com) >.

準を指す概念に過ぎない<sup>16</sup>。国際司法裁判所が指摘するように、具体的な義務として求められる注意の内容は「国が置かれた特定の状況に照らして合理的とされる」ものであり、それは個々の状況に照らした「具体的な評価によって」特定するしかない（137 項）。そのような個別の具体的な状況を前提としない本勧告的意見は、それゆえ、気候変動に関連する義務として国に何が求められるのかについて具体的な特定の措置を示すのではなく、もっぱら相当の注意に照らして適切な措置を選択し、実施する（あるいは控える）ことが求められるという基本的な規律枠組みを示すものとなっている。人為的な温室効果ガスの排出が気候系に及ぼす危険がある害の重大性を考慮すれば、それを防止するために諸国家に求められる相当の注意は「厳格」であると指摘するが（137-138、246 項）、その厳格さが具体的にどのような措置を国に対して求めるのかについては示せていない<sup>17</sup>。それも、そうした気候変動に関する基本的な規律枠組みの明確化をはかるに留まらざるを得ないことによる限界が、本勧告的意見にはあることによる。

結果義務は、定義上は特定の措置を国に指示するものであるが、本勧告的意見においてはやはり基本的な規律枠組みの一部として提示され、そのようなものとして理解されるべきものとして示されていることに注意しなければならない。例えば本勧告的意見は、パリ協定第 4 条 2 項に基づく義務は、国別貢献を設定し、通知し、そして維持するという結果を求めるものである点で、結果義務であるとする（235 項）。しかし同時に、それは気候変動枠組条約が定める緩和義務（第 4 条 2 項）、また慣習国際法上の越境環境損害防止義務に基づく行為義務の枠組みの中に位置付けられるものであり、単発的な措置として捉えるのではなく更新を予定して継続的に行われるものであることを意識しなければならず、また人為的な温室効果ガスの削減という目的を前進的に実現するという目的に適うように行うことが求められ、各国の自由裁量的な判断に委ねられるものではないことを、特に確認している（208、237-245 項）。このように、本勧告的意見では、特定の手段の採用や手続に関わる結果義務は気候変動対策における実質的な意義をもつ義務として行為義務と連関して捉えられるべきものであることを、本勧告的意見は示している<sup>18</sup>。

## 2. 気候変動に関する国の義務から見た気候変動対策措置の意義：EU-CBAM の場合

気候変動に対処するために諸国家が実施する措置（気候変動対策措置）は、本勧告的意見が示す基本的な規律枠組みに則して執られるものである限り、気候変動に関して諸国家が負う義務の履行措置と認められる。そうした気候変動対策措置は様々な形態をとるが、それは気候変動対策を諸国家に求める義務が行為義務であり、人為的な温室効果ガスの排出による気候系などの環境に対する重大な害を防止し、また排出による影響へ適応するために払うべき相当の注意として執るべき措置を尽くすことが求められることを反映している。言い換えれば、気候変動対策

<sup>16</sup> 樋口恵佳「国際法における相当の注意義務における一考察——国際海底機構の要請に関する勧告的意見を題材に——」『東北法学』第 40 号（2012 年）122 頁。See Christina Voigt, “‘Doing the Almost’: Due Diligence as the Standard of Conduct in International Climate Law,” in Maria Antonia Tigre, Maxim Bönnemann and Antoine De Spiegeleir eds., *The ICJ’s Advisory Opinion on Climate Change* (Verfassungsbooks, 2025), pp. 64–79.

<sup>17</sup> Bhandari 判事と Cleveland 判事は、この点についてより踏み込み、化石燃料の生産、採掘許可、補助を段階的に廃止する義務があることを明確に示すべきであったとする。Joint Declaration of Judges Bhandari and Cleveland, *supra* note 4, paras. 1–29.

<sup>18</sup> 行為義務と結果義務を完全に分離して捉えることは適当ではなく、両者は相互に連関するものとして捉えられるべきことを指摘する点は、従来への判断には見られない、本勧告的意見に認められる大きな特徴となっている。ICJ *Climate Change AO*, *supra* note 4, paras. 175 and 289.

として諸国家が執る措置は、気候変動に関する義務によって個別具体的に指定され、国に選択の余地なく実施することが命じられたものであるわけではない。気候変動対策措置として様々な措置がありうる中で、国は自らが適当なものとして選択したものを実施することが求められるのであり、ただそうした選択が相当の注意を欠くものである場合に義務違反を問われることになる。

こうした気候変動対策措置として WTO 諸協定との関係で特に問題とされるのは、EU が 2021 年に導入することを決定した炭素国境調整措置（EU-CBAM）である。これは、特定の輸入産品と域内産品の気候変動対策コストを同等とすることによって、当該コストがより低い他国・地域に産業が移転すること（それによって炭素の排出量の削減が実現できなくなること＝炭素リーケージ）を防止することを目的とするものであり、それを生産工程において炭素排出量の大きな特定の製品（セメント、鉄鉱、アルミニウム、肥料、水素など）の EU 域内への輸入に際して輸入業者に CBAM 証書の購入を義務づけ、域内製品と輸入製品のカーボンプライシングを等しくすることで実現しようとするものである<sup>19</sup>。

この EU-CBAM は、EU 域内における気候変動対策の実効性を確保することを目的とする点で、気候変動枠組条約とパリ協定に基づく緩和義務の実施措置と認め得る。もっとも、指定製品の輸入に対して CBAM 証書の購入を条件とするという通商制限的な措置を講じることが、気候変動に関する義務に基づく相当の注意として当然に求められるわけではない。むしろ、本勧告的意見にてらせば、EU-CBAM が気候変動対策における緩和義務に則したものであるといえるのかについては、消極的に捉えられる側面を有していると言える。

まず、本勧告的意見は緩和義務の履行として利用可能な手段を尽くすことが国に求められるとしている。手段の「利用可能性」として主に想定されるのは、技術的、資金的、能力的な意味での可能性であろうが、国際法に照らした利用可能性、つまり国際法に照らして適法な措置のみが利用可能なものと理解されるべきであろう。EU は CBAM について WTO 諸協定など国際法に反さないように設計されるものであるとしているが、産品そのものの特性ではなく製造工程における温室効果ガスの排出量を原因として制限的措置を課す点でインドを始めとする他国から GATT 違反であると批判されており、また学説上もその WTO 諸協定への適合性については論争の対象となっている<sup>20</sup>。実際に WTO 諸協定に反するものであるかについては詳論することは本報告書の射程を超えるが、このような批判や論争を生じさせる措置を、本勧告的意見が示す気候変動に関する国際法による規律枠組みが積極的に評価し、その実施と尊重を求めると考えることは、難しいであろう。

次に、本勧告的意見は環境保護のために諸国家が協力する義務を「気候変動諸条約およびその他の環境条約における基本的な義務」とし、そして今日ではそれは条約を離れ、慣習国際法上の義務としてすべての国に求められるものとして確立していることを指摘している（140 項）。

<sup>19</sup> 小池「前掲論文」前掲注（7）85-95 頁。参照、経済産業省『2025 年版 不公正貿易報告書：WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』（2025 年）152-154 頁。

<sup>20</sup> 関根豪政「EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）の WTO 協定上の評価——温暖化対策における平準化の意味と紛争回避——」『フィナンシャル・レビュー』第 155 号（2024 年）105-128 頁；Sato *supra* note 7. Cf. 早川修「気候変動対策としての炭素国境調整措置の意義と WTO 協定との両立性」『国際経済法学会年報』第 33 号（2024 年）162-188 頁；Arwel Davies, “The EU’s Proposed Carbon Border Adjustment Mechanism and Compatibility with WTO Law,” *Trade, Law and Development*, Vol. 14, No. 2 (2022), pp. 94-126.

そして諸国家は、環境に対する重大な害を防止する義務を初めとする実体的な義務の履行において、当該義務に従って協力することが重要であることを繰り返し指摘している（141–142、178、183、227、260–267、301–308、351、364 項）。そうであるところ、EU-CBAM は EU 域内産品と輸入産品との間でカーボンプライシングに差がある場合にそれを等価とするために輸入業者に CBAM 証書の購入を義務づけるものであり、それは結果として気候変動への対応として EU が採る政策・基準を域外の他国も採用することを迫ることとなりうる。つまり EU-CBAM は、通商制限措置を利用した EU 基準の国際標準化をはかる一方的措置としての側面を有するが<sup>21</sup>、そのような措置は本勧告的意見が気候変動に関する国の義務を捉える上での「指導原則」とする協力義務（142 項）の観点からは、気候変動に関する義務の実施措置として肯定的に評価できるものではない。EU も CBAM の実施にあたっては域外諸国との協力が必要であることを認識しており、そのために対話を通じた合意の形成に努める姿勢を示している<sup>22</sup>。EU は低開発国への技術支援の提供や脱炭素化の実施方法についての二国間協議を行っているものの<sup>23</sup>、移行期間とされた 2023 年 10 月から 2025 年末が経過した 2026 年 1 月現在においても合意の締結には至っていない。CBAM は 2026 年 1 月 1 日から本格的な実施へと移行したが、域外諸国との協議をなお継続し、国際協力を進めるための梃子と捉えうるような形で実施されなければ、協力義務の観点からは気候変動への対処措置としては不適切なものと評価されうる<sup>24</sup>。むろん、域外諸国の側にも人為的な温室効果ガスの排出による害から気候系を保護するために協力する義務を負っており、緩和措置および適応措置の実施について EU と協力することが求められている。しかし、本勧告的意見が示す協力義務は、人為的な温室効果ガスの排出による害から気候系を保護するために払うべき相当の注意としてどのような措置をとることが適当また必要であるかを協議し、その実施について協力することを継続的に求めるものである（140–142、303 項）<sup>25</sup>。EU の策定した気候変動対策を当然に受け入れることは、協力のあり方として求めうるものではない<sup>26</sup>。域外諸国が気候変動対策に後ろ向きであり、CBAM に代わる緩和措置について何ら協議にも応じない場合には、協力義務の違反を認めることができるかもしれない<sup>27</sup>。とはいえ、そのような場合であって

<sup>21</sup> Bachmann and Nellen, *supra* note 7, pp. 528–529.

<sup>22</sup> *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Establishing a Carbon Border Adjustment Mechanism*, COM(2021) 564 final (2021), pp. 3 and 23, para. 53.

<sup>23</sup> 早川「前掲論文」前掲注（20）183–185 頁。

<sup>24</sup> 気候変動対策における協力義務によっていかなる形での一方的措置もが排除されるわけではない。See Laurence Boisson de Chazournes, “Unilateralism and Environmental Protection: Issues of Perception and Reality of Issues,” *European Journal of International Law*, Vol. 11, No. 2 (2000), pp. 321–338; Daniel Bodansky, “What’s So Bad about Unilateral Action to Protect the Environment?,” *ibid.*, pp. 343–347.

<sup>25</sup> Joshua Paine, “Due Diligence Due Diligence, Obligations to Cooperate and to Regulate Private Actors: Insights from Three Climate Change Advisory Opinions,” *Environmental Policy and Law Online First*, published online on November 13, 2025, pp. 9–10, available at <<https://journals.sagepub.com/doi/epub/10.1177/18785395251394330>>. 参照、奥脇直也「協力義務の遵守について——『協力の国際法』の新たな展開」江藤淳一（編）『国際法学の諸相——到達点と展望——：村瀬信也先生古稀記念』（信山社・2015 年）13–15、25–37 頁。

<sup>26</sup> See Pierre-Marie Dupuy, “The Place and Role of Unilateralism in Contemporary International Law,” *European Journal of International Law*, Vol. 11, No. 1 (2000), pp. 22–23.

<sup>27</sup> 気候変動に関して求められる協力義務の内容は、裁判所が指摘するように、それ自体が状況依存的であり、個々の状況において求められる相当の注意に照らして特定される。（218 項）。See Khaled Elmahmod and Natali Gbele, “When Guidance Becomes Fog: The ICJ and the Normative Uncertainty of the Duty to Co-operate,” *EJIL Talk!* (posted on January 14, 2026), available at <<https://www.ejiltalk.org/when-guidance-becomes-fog-the-icj-and-the-normative-uncertainty-of-the-duty-to-co-operate/>>.

も、域外諸国が執るべき緩和措置を EU が CBAM により代替的に実施することが認められるわけではない。協力義務は、あくまで対話的・協働的な形で気候変動への対策を図ることを諸国家に求めるものであることからすれば<sup>28</sup>、CBAM が一方的措置として実施される限り、気候変動に関する国際法の基本的枠組みの観点からは消極的に捉えられるものと考えられる。

### 3. 気候変動対策措置と WTO 協定の関係に対する本勧告的意見の含意

以上の確認をふまえて、先に①～③として挙げた、気候変動対策措置と WTO 協定の関係に関する懸念に対して、本勧告的意見の観点からどのようなことが言えであろうか。

#### (1) 気候変動対策措置が気候変動対策に消極的な国の産品やサービスを典型的に不利に扱うものである場合に、当該措置はそもそも最恵国待遇義務や内国民待遇義務に違反しないと主張しやすくなるか。

気候変動に関わる義務の履行に際しては、基本原則である共通だが差異ある責任と各自の能力をふまえないければならない。そのため、気候変動対策措置を策定し、それを実施する際には、その対象あるいは影響を受ける国が置かれた状況と当該国が負う義務の内容を考慮したものとなるよう確保することが、措置の実施国には求められる。それは当然、措置の内容や実施方法について国毎に相違を認めることを要請する。そのため、EU-CBAM のように、気候変動対策が通商制限によって実施される場合には、国家間における平等性を求める最恵国待遇義務（GATT 第 1 条）との関係が問題となる<sup>29</sup>。また、気候変動対策として輸入品に対し自国において同種の産品に課されるカーボンプライシングと同等の負担として求めることは内国民待遇に適うものと言えるが、「同等の負担」の決定・実施方法次第では、内国民待遇義務に抵触しうる（負担が「内国税その他の内国課徴金」に該当する場合は GATT 第 3 条 2 項、国内措置に該当する場合は同 4 項）<sup>30</sup>。EU は、輸入に際して業者が納付すべき CBAM 証書の価格を EU 域内の排出量取引制度のオークション価格に連動させると共に、原産国において課されたカーボンプライシングを CBAM 証書の納付義務から控除することを認めているが<sup>31</sup>、それでもその内国民待遇義務との適合性をめぐっては議論があるところである<sup>32</sup>。

気候変動対策措置が最恵国待遇義務と内国民待遇義務に違反するかは、一方では当該措置の具体的な設計・実施のあり方に、他方では最恵国待遇義務と内国民待遇義務の解釈適用のあり方による。この点について関連性を有すると思われる指摘は、本勧告的意見には認められない。

最恵国待遇義務と内国民待遇義務の何れも、国内産品と輸入産品とが「同種の産品」と認められることを前提とするため、EU-CBAM のように製造工程で生じる温室効果ガスの排出量の（相対的な）多さをもって同種性を否定できるかが問題となり得る<sup>33</sup>。気候変動に関する国の義務を履行するために必要で正当な措置であることがこの点に影響を及ぼすとは考えにくい、いず

<sup>28</sup> *Ibid.*, pp. 13–14.

<sup>29</sup> See Sato, *supra* note 7, pp. 398–399; Davies, *supra* note 20, pp. 123–125.

<sup>30</sup> 関根「前掲論文」前掲注 (20) 122–123 頁。See Sato, *supra* note 7, pp. 391–393.

<sup>31</sup> 小池「前掲論文」前掲注 (7) 94 頁。

<sup>32</sup> 参照、関根「前掲論文」前掲注 (20) 109–110 頁；Sato, *supra* note 7, pp. 393–396; Davies, *supra* note 20, pp. 118–123.

<sup>33</sup> 関根「前掲論文」前掲注 (20) 110–111、112–113 頁。

れにしても先に見たように、EU-CBAM については気候変動に関する国の義務という観点からも当然に正当なものとして積極的に評価しうるものでは必ずしもない。

(2) 気候変動対策措置は GATT が定める例外に該当しうるか、とりわけ第 20 条 g 号の「有限天然資源の保存に関する措置」、同 a 号の「公徳の保護のために必要な措置」、そして第 21 条 b 号 (ii) の「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める」「国際関係の緊急時に執る措置」に該当すると主張しやすくなるか。

これらの例外事項に該当しうるかは、各条項の解釈次第であるが、本勧告的意見はそれに当然に影響を与えるものではない。

本勧告的意見は、「気候系及び環境の他の部分」が人為的な温室効果ガスの排出による重大な害から保護されるべきものであり、かつ現状における最良の科学的な知見に照らせばそうした害が生じる危険への対処は緊急を要するものであることを指摘している (137-138 項)。これは、気候系が有限天然資源として保護・保存されるべき対象であることとの認識を暗に示したものであるとも言えるかもしれないものの、それとは異なる文脈で (気候系に対する重大な害を防止するために国に求められる相当の注意が厳格であることを指摘する理由として) 指摘されたものであることを無視することはできない。いずれにしても、自動車の排ガス規制措置が問題となった米国-ガソリン事件のパネル判断で当該規制が保護対象とする「きれいな空気」は g 号のいう「有限天然資源」に該当するとされ、上級委員会においてもその判断が受け入れられていることから<sup>34</sup>、本勧告的意見にかかわらず、気候変動対策措置は「気候系」という有限天然資源の保護に関する措置として、g 号該当性は認められると考えられる<sup>35</sup>。

次に、本勧告的意見は、気候系や大気をグローバル・コモンズとして諸国家の共通利益にあたり、その保護は国際社会全体に対して負う対世的義務にあたることを指摘している (440 項)。対世的義務が保護するものが諸国家の共通利益であることを超えて、国際社会における基本的価値と認められるものかについては議論があるが<sup>36</sup>、いずれにしても対世的義務は国際社会における「公徳」を示すものであるわけではない。本勧告的意見が気候系の保護に関わる義務を対世的義務であると指摘したのは、あくまでそれらの違反があった場合には、それによって生じる責任を援用する資格が国際社会を構成するすべての国に認められることを指摘するためである (441-442 項)。国際社会を構成するすべての国は問題となる義務の履行を求める利益を有し、その違反について責任を追及する資格が広く認められることは、国際法秩序の維持にとって重要な仕組みであることは疑いない。しかし、それは対世的義務が国際社会における「公徳」を示すものであることを意味しない。国際社会における「公徳」あるいは「公序」はむしろ、強行規範に関わる問題である<sup>37</sup>。対世的義務と強行規範の関係については、様々な議論のあるところであるが、い

<sup>34</sup> *United States—Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, Panel Report*, WT/DS2/R (29 January 1996), para. 6.37; *Appellate Body Report*, WT/DS2/AB/R (29 April 1996), pp. 14-19, available at <[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/2-9.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/2-9.pdf)>. 関根「前掲論文」前掲注 (20) 118 頁。

<sup>35</sup> Sato, *supra* note 7, pp. 399-403.

<sup>36</sup> 肯定的な見解として、岩月直樹「国際義務の一般的分類に関する序論的考察」森田章夫・寺谷広司・吉田脩・岩月直樹 (編)『国際法の理論と実現：岩沢雄司先生古稀記念』(信山社・2025 年) 134-137 頁。Cf. 浅田正彦「国際法における対世的義務について」『同』164-169 頁。

<sup>37</sup> See Conclusions 2 and 17 of Draft Conclusion on Identification and Legal Consequences of Peremptory Norms of General

ずれにしても義務の対世性と強行規範性は概念的に区別されている<sup>38</sup>。以上に鑑みれば、本勧告的意見を根拠として、気候変動対策措置を GATT 第 20 条 a 号や GATS 第 14 条 a 号にいう「公徳の保護」のための措置に該当すると主張することは難しいであろう。

最後に、本勧告的意見は「気候変動の影響は深刻かつ広範であり、自然環境および人間社会の両方に及んでいる」とし（73 項）、そのために温室効果ガスの排出対策において払うべき相当の注意を厳格なものとするが（138 項）、こうした認定は気候変動対策措置を GATT 第 21 条 b 号や GATS 第 14 条の 2 の 1 項 b 号にいう「安全保障に関わる重大な利益の保護」に係るものである、あるいは「国際関係の緊急時に執る措置」に該当すると主張を支える根拠となるのは、「安全保障」また「国際関係の緊急時」を極めて拡大して捉えるものである。そのような広い解釈がそれらの条項に認められるかは、もっぱら GATT および GATS の解釈問題である。いずれにしても、本勧告的意見を根拠として気候変動対策を目的とする通商制限措置をそれらに該当すると認めることは難しく、そうした主張が WTO 紛争処理手続において受け入れられると期待することはできないであろう。

### （3）気候変動対策措置が GATT 第 20 条柱書きの要件を満たすと主張しやすくなるか。

気候変動対策措置が GATT 第 20 条が定める一般例外の各号に該当するとしても、それが同条により正当化されるためには柱書が定める条件、すなわち「同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しない」ものであることが確認されなければならない。この条件について、共通だが異なる責任及び各自の能力の原則を読み込むならば、先進国と開発途上国はそもそも「同様の条件の下にない」としたり<sup>39</sup>、あるいは先進国と開発途上国を区別した措置を講じることは「正当と認められる差別待遇」であるとするのが許容されるのではないかと考え得る<sup>40</sup>。確かに、本勧告的意見は同原則を「関連する法規則の解釈と適用における指導原則」であるとしたが（151 項）、これはあくまで国際環境保護における原則であることを認めたものであり、気候変動に関する義務の解釈において考慮されるべきとしたに留まる。それを越えて国際法の一般原則として同原則を認めたものであるわけではなく、また同原則から直接的に何かしらの義務が引き出されるものではないことを特に断っている。GATT 第 20 条柱書の条件を同原則をふまえて解釈することが求められるかは、もっぱら WTO 諸協定が同原則を受け入

---

International Law (jus cogens), *Report of the International Law Commission, Seventy-third session (18 April–3 June and 4 July–5 August 2022)*, UN Doc. A/77/10, pp. 18–27.

<sup>38</sup> See *ibid.*, pp. 64–69; Declaration of Judge Tladi, *supra* note 4, paras. 34–37. 参照、浅田「前掲論文」前掲注（36）166–169 頁。

<sup>39</sup> 対象となる問題状況を異にするが、関根は、「温暖化対策という政策目的、そして温暖化対策に非積極的な加盟国が与える環境上の悪影響を根拠に、対策に消極的な加盟国（還元すれば、カーボン・プライシング政策を導入していない加盟国）と積極的な加盟国の間には『同様の条件』性がないとして、差別待遇が認められると解する」余地を指摘している。関根「前掲論文」前掲注（20）119–120 頁。

<sup>40</sup> カテゴリカルに先進国と開発途上国を区分する場合には、GATT 第 20 条柱書きに関する従来の判断例に照らせば、このような主張が受け入れられるものとは考えにくい。See *ibid.*, pp. 120–121; Sato, *supra* note 7, pp. 402–403. もっとも、共通だが差異ある責任と各自の能力の原則をふまえて個々の輸出国の事情と状況に則した形で気候変動対策として通商制限的措置を執る場合には、正当と認められる差別待遇として柱書の条件を満たしうるとする見解もある。Carlos A. Alonso Gayon, “The EU’s CBAM, Complying with the CBDR Principle Could Also Mean Compliance with WTO Law,” *Minnesota Journal of International Law*, Vol. 32, No. 1 (2023), pp. 299–300.

れ、それに従った解釈がされるべきと認められるか次第であるが、これを積極的に肯定する根拠はないように思われる。

### C. 自由貿易協定、経済連携協定、投資協定等の解釈適用に対する本勧告的意見の含意

本研究会における検討において、WTO 協定以外の二国間・多国間の経済協定の解釈適用に本勧告的意見が影響を及ぼすことに対する懸念が示された。これまでに示したように、本勧告的意見は気候変動に関する国際法の規律枠組みを一般的に示すものであり、必ずしも気候変動に関する義務の履行として執ること（あるいは控えること）が求められる特定の具体的な措置を示しているわけではない。そのため、本勧告的意見が自由貿易協定、経済連携協定、投資協定等にどのような影響を与えるか、それらの諸協定の義務との関係でどのような問題を生じさせるかを指摘することは難しい。

勧告的意見が示した義務はそれ自体としては、WTO 諸協定を含め、経済関係の諸協定に当然に抵触するものであるわけではない。また、それらの解釈適用に直接的な影響を与えるものとも認められない<sup>41</sup>。しかし、各国が温暖化ガスの排出規制のために執る具体的な措置がそれらの協定と抵触する場合には、本勧告的意見が示した人権と環境の関係、また国際社会の共通利益としての気候系などのグローバル・コモンズの保護といった認識が、それらの解釈に影響を及ぼす可能性はある。もっともそれは、それら諸協定がどれだけ一般国際法また環境条約が示す法的論理や概念に開かれているかという、それらの協定側の問題であると言える。

この点については、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）に取り込まれた環太平洋パートナーシップ協定の第 9.16 条<sup>42</sup>のように、気候変動対策を含む環境保護のための措置に対する留保を付した協定が見られるようになっていることが注目される<sup>43</sup>。もっとも、経済協定における気候変動、環境保護への言及の仕方は様々であり<sup>44</sup>、それらが本勧告的意見が示す気候変動に関する義務の基本的な規制枠組みをどれだけ取り込み、その解釈適用にどのような影響を与えるかは、個々の留保の規定ぶり次第である<sup>45</sup>。

<sup>41</sup> Cleveland 判事は、気候変動対策措置が国際投資協定に違反するとして投資家により国際仲裁に付託された場合の負担の重さに対する懸念から気候変動対策に対して国が萎縮しないように、国際投資協定の解釈は、気候変動に関する国の義務、とりわけそのために求められる相当の注意が厳格であることをふまえたものでなければならないと指摘する。Declaration of Judge Cleveland, *supra* note 4, paras. 21–22. See also Jochen von Bernstorff, Ingo Venzke, “The Struggle Against Fossil Sovereignty: The International Court of Justice in the Climate Crisis,” in Tigre *et al.* eds., *supra* note 16, pp. 226–228. しかし、同判事が「気候変動に関する国の義務をふまえなければならない (must be informed by States’ obligations in respect of climate change under international law)」という時、それが具体的に何を意味するのかは明確ではない。気候変動対策のために執る措置、またその選択における裁量が投資保護のために執られるべき措置（作為あるいは不作為）に優先されるべきであるということの意味するのであれば、気候変動に関する義務が投資保護に関する義務に優先される解釈上の根拠が問われなければならないが、その点について多数意見が何かしらの示唆を与えていると見ることは難しい。

<sup>42</sup> 「[投資] 章のいかなる規定も、締約国が自国の領域内の投資活動が環境、健康その他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために適当と認める措置（[投資] 章の規定に適合するものに限る。）を採用し、維持し、また強制することを妨げるものと解してはならない」と定める。

<sup>43</sup> 福永有夏「気候変動に関連する投資仲裁と投資協定」有斐閣 Online ロージャーナル（2025 年）YOLJ-L2501013、¶¶029-049。

<sup>44</sup> See Mamadou Hébié, “Climate Change Clauses in International Investment Agreements: An Analytical Survey,” *ICSID Review*, Vol. 40, No. 2 (2026), pp. 239–294.

<sup>45</sup> 参照、関根「前掲論文」前掲注 (7) ¶¶013-018。